

# テラワダ仏教在家居士 帰依戒律ハンドブック

覓寂比丘

翻訳 : Paññādhika Sayalay



## 目次

---

編集と翻訳についての序説 .....	2
前篇 帰依、受戒と持戒.....	3
第一章 帰依と受戒.....	3
一、五戒 (Pāñchasīla) .....	3
二、布薩八支戒 .....	6
三、布薩九支戒 .....	8
四、在家 10 戒 (Gahaṭṭha-dasasīla) .....	9
第二章 三帰依の内容——パーリ聖典の解釈 .....	12
一、《小誦経》の註釈.....	12
第三章 五戒、八戒と 10 戒の内容——パーリ聖典の解釈 .....	22
一、《正見経》の註釈.....	22
二、《小誦経》の註釈——10 学処の説明 .....	27
第四章 戒帰依に関する質疑.....	32
第一部：帰依問答.....	32
第二部：持戒に関する問答.....	34
第五章 布施修福篇.....	50



## 編集と翻訳についての序説

---

台湾の南伝仏教（＝テーラワーダ仏教、以下同様）は、未だ開墾を待たれる、未開発の荒野のようである！多くの、テーラワーダ仏教を学びたいと思っ  
ていながら、何から始めていいのかわからないでいる方々に対して、  
テーラワーダ仏教の比丘である我々には、パーリ聖典の学習やその  
聖典の中国語への翻訳に従事する責任がある、と考えます。この  
ハンドブックは、名を「テーラワーダ在家居士帰依戒律ハンドブック」  
と言います（原題「南伝仏教在家居士須知」帰依、受戒、持戒与  
布施修福篇）。

私がこの本の翻訳（パーリ語から中国語）を思い立った主要な目的の  
一つは、純粋なテーラワーダ仏教を学びたいと思っ  
ていながら、しかし、テーラワーダ仏教の受戒、持戒や布施につ  
いての知識がない在家信者に対して、閲読できる入門書を贈りた  
かっ  
たためなのです。また、当然の事ながら、本書の内容は、テーラワ  
ーダ比丘にとっても必要不可欠なものであります。

本書の前篇は＜帰依、受戒と持戒＞で、それは四つの章に分かれて  
います：第一章は「帰依と受戒」すなわち、帰依、五戒、布薩八戒、  
布薩九戒と在家の10戒の、受戒における順序を述べたもので  
す。第二章は「三帰依の内容」で、《小誦經》と《沙門果經》の中  
の、三帰依が注釈されている部分を翻訳して、読者に提供したい  
と思  
います。第三章は「五戒、八戒と10戒の内容」で、テーラワーダ  
仏教がどのように五戒、八戒と10戒を解釈しているのか、読者  
の方々に、その方式を理解して頂きたいと思  
い、《正見經》と《小誦經》において、その注釈する所の10  
不善業道と10戒の部分を、翻訳しまし  
た。

第四章は「帰依と戒律の理解」で、本章におきましては、一般  
の人々が理解していない帰依と、在家の戒律の規定について、  
それを問答方式にして、その意義を開明したものです。本書の  
後篇は＜布施修福篇＞です。テーラワーダの比丘が台湾にお  
いて戒律に基づいて生活するには非常な困難があり、その為、  
ここでは、在家信徒がどのようにして、律に基づいて、テーラ  
ワーダの比丘を護持するのが妥当であるのかを主に、解説しま  
した。

ここにおいて特に注意して頂きたいのは；我々はゴータマ仏陀  
の制定した戒律について検討しているだけであって、持戒をし  
ない人たちを批判している訳ではありません。

在家信徒は、この書を通して、一方で、出家の戒律を学び、僧衆を如法に護持して持戒する事によって福を修することが出来る事を知り、また一方で、（+この書があれば）彼らが一生の内に、出家して梵行を為したいと思う時、比較的容易に実践ができるという期待もあります。このようであれば、出家の僧衆と在家の信徒の双方にとって利益があり、かつ正法に久しく住することが出来ます。パーリ聖典は、今日においてもテラワダの仏教徒が依拠する所の教典であります。しかし惜しい事に、北伝の仏教徒によって、小乗であると蔑視され続けてきました。

パーリ聖典は、完全な三蔵を備えているだけでなく、その完全な注釈書と、各種の復註も備えています。（中略）

この小冊子の出版におきましては、各方面において、多くの方々の支援を頂きました。彼らの善業が、涅槃を体験・証悟する助縁となりますように！

願世尊正法久住世間！

願一切衆生離苦得樂！

覓寂比丘

2007年2月台湾高雄において

## 前篇 帰依、受戒と持戒

### 第一章 帰依と受戒

---

#### 一、五戒（Pāñchasīla）

---

##### 三帰依五戒法の求受

Ahaṃ, ahaṃ bhamte, tisaraṇena saha pañcasīlaṃ dhammaṃ  
yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha me, bante.

尊者、私は三帰依と五戒の法を求めます。尊者にそれを受け入れて頂き、その後、私に戒を授けて下さい！

Dutiyam'pi, ahaṃ, bhamte, tisaraṇena saha pañcasīlaṃ dhammaṃ,  
yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha me, bante.

尊者、私は二度、三帰依と五戒の法を求めます。尊者にそれを受け入れて頂き、その後、私に戒を授けて下さい！

Tatīyam'pi ahaṃ, bhamte,tisaraṇena saha pañcasīlaṃ dhammaṃ, yācāmi,  
anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha me, bante.

尊者、私は三度、三帰依と五戒の法を求めます。尊者にそれを受け入れて頂き、その後、私に戒を授けて下さい！

比丘：Yamahaṃ vedāmi taṃ vedahi (vedetha) .

私が誦えるので、あなた（あなた方）は、私について誦なさい。

受戒者：Āma, bhante.

はい、尊者。

もし、受戒者が一名を超える時、比丘の引導詞は単数から複数にかわる：

vadehi（あなたは誦なさい）

vadetha（あなた方は誦えなさい）

### 三帰依

比丘が念ずる：Namo tassa、

その時、受戒者は直接、この礼敬詞を三回念じるか、または比丘が一句念じて、その後、受戒者が一句念ずる。

比丘：Namo tassa Bhagavato, Arahato Sammāsambudhassa(3x)

彼の世尊、阿羅漢、正自覚者に礼敬（＝礼を尽くして礼拝する事。以下同様）します。  
（三回）。

受戒者：Namo tassa Bhagavato, Arahato Sammāsambudhassa(3x)

彼の世尊、阿羅漢、正自覚者に礼敬します。（三回）。

比丘が念ずる：Buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.

受戒者は、この三帰依文を直接誦してしまうか、または比丘が一回誦した後、受戒者が後に続いて一回誦する。

Buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.（私は仏に帰依します）

Dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi.（私は法に帰依します）

Saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.（私はサンガに帰依します）

Dutiyam'pi, Buddhamaṃ saraṇaṃ gacchāmi. (再度、私は仏に帰依します)  
Dutiyam'pi, Dammaṃ saraṇaṃ gacchāmi. (再度、私は法に帰依します)  
Dutiyam'pi, Saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi. (再度、私はサンガに帰依します)  
Tatīyam'pi, Buddhamaṃ saraṇaṃ gacchāmi. (三度、私は仏に帰依します)  
Tatīyam'pi, Dammaṃ saraṇaṃ gacchāmi. (三度、私は法に帰依します)  
Tatīyam'pi, Saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi. (三度、私はサンガに帰依します)  
Tisaraṇagamaṇaṃ paripunṇaṃ. (三帰依はすでに円満しました)

### 五戒文

比丘が戒を一条（または一句）念じる毎に、受戒者は比丘について念じる：

1. Pāṇātipātā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyami.

(私は殺行為を離れる学処を受持します)

2. Adinnādānā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyami.

(私は不与取～与えないのに取る～行為を離れる学処を受持します)

3. Kāmesu micchācārā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyami.

(私は欲邪の行為を離れる学処を受持します)

4. Musāvādā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyami.

(私は虚妄語を離れる学処を受持します)

5. Surā-meraya-majja-pamādaṭṭhānā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyami.

(私は放逸の原因になる穀酒、果実酒、酒類から離れる学処を受持します)

比丘：Tisaraṇena saha pañcasīiṃ dhammaṃ sādhukaṃ katvā  
appamādena sampādeṭṭha.

(三帰依と五戒の法を完全に受けたならば、不放逸であり、また、成就する事に努力せよ)

受戒者：Āma, bhante. (はい、尊者)

### 発願と回向

Idaṃ me puññaṃ āsavakkhayā'vahaṃ hotu.

(私のこの功德によって、諸々の漏が尽きるよう導き至れる事を願います)

Idaṃ me sīlaṃ nibānassa paccayo hotu.

(私がこの戒を持する事をもって、涅槃の縁となるように、願います)

Mama puññabhāgaṃ sabbasattānaṃ bhājemi.

(私は、私のこの功德を、諸々の有情と共に、分かち合います)

Te sabbe me samaṃ puññabhāgaṃ labhantu.

(彼らすべてが、功德を同じく得られますように)

Sādhu ! Sādhu ! Sādhu !

(善哉 ! 善哉 ! 善哉 !)



## 二、布薩八支戒

---

(Aṭṭhaṅga-uposathasīla) 三帰依と布薩八戒の法の求受

Ahaṃ, bhante, tisaraṇena saha aṭṭhaṅga samannāgataṃ uposathasīlaṃ dhammaṃ yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha me, bhante.

(尊者、私は三帰依と八支を備える布薩戒の法を求めます。尊者、私を受け入れて頂いた後、私に戒を授けて下さい！)

Dutiyam'pi, ahaṃ, bhante, tisaraṇena saha aṭṭhaṅga samannāgataṃ uposathasīlaṃ dhammaṃ yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha me, bhante.

(尊者、私は再度、三帰依と八支を備える布薩戒の方を求めます。尊者、私を受け入れて頂いた後、私に戒を授けて下さい！)

Tatiyam'pi, ahaṃ, bhante, tisaraṇena saha aṭṭhaṅga samannāgataṃ uposathasīlaṃ dhammaṃ yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha me, bhante.

(尊者、私は三度、三帰依と八支を備える布薩戒の方を求めます。尊者、私を受け入れて頂いた後、私に戒を授けて下さい！)

比丘 : Yamahaṃ vadāmi taṃ vedehi.(vedatha) .

(私の念ずる通りにあなた (あなた方) も念じなさい)

受戒者：Āma, bhante.

(はい、尊者)

☆もし、受戒者が一名を超える場合、比丘の引導詞は、単数から複数に変わる：

vadehi (あなたは言う)      vadetha (あなた方は言う)

### 三帰依

(<1-5>既出により省略)。

### 八戒

☆比丘が一条 (または一句) 念じる毎に、受戒者は続けて念ずる：

1、Pāṇātipātā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は殺生を離れる学処を受持します)

2、Adinnādānā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は与えられていない物を盗らない学処を受持します)

3、Abrahmacariyā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は梵行でない行為から離れる学処を受持します)

4、Musāvādā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は虚言・妄語を離れる学処を受持します)

5、Surā-meraya-majja-pamādaṭṭhānā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は放逸の原因となる穀物酒、果実酒と酒類を離れて飲まないという学書を受持します)

6、Vikālabhojanā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は非時食の学処～午後以降食事をしない事～を受持します)

7、Nacca-gīta-vādita-visūkadassanā

mālāgandha-vilepana-dhāraṇāmaṇḍana-vibhūsanāṭṭhānā

veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は舞踏、唱歌、音楽、演劇、化粧、装飾の為の花飾り、香料、香水の使用などから離れる学処を受持します)

8、Uccāsayana-mahāsayanā veramaṇī shikhāpadam samādiyāmi.

(私は高さのある、大型の椅子・ベッドを使わない学処を受持します)

比丘：

Tisaraṇena saha aṭṭhaṅgasamannāgataṃ uposathasīlaṃ dhammaṃ  
sādhukaṃ katvā appamādena sampādeṭha.

(完全に三帰依と八支を備えた布薩戒の法を受けた後は、不放逸に努力して、それを成就せよ)

受戒者：Āma, bhante.

(はい、尊者)

☆発願と回向文 (<1-8>既出により省略)

### 三、布薩九支戒

---

(Navaṅga-uposathasīla)

Ahaṃ, bhante, tisaraṇena saha navaṅga samannāgataṃ uposthasīlaṃ  
dhammaṃ yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ deṭha me, bhante.

(尊者、私は三帰依と九支を備えた布薩の法を求めます。尊者、私を受け入れて頂き、その後に私に戒を授けて下さい！)

Dutiyam'pi, ahaṃ, bhante, tisaraṇena saha navaṅga samannāgataṃ  
uposthasīlaṃ dhammaṃ yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ deṭha me,  
bhante.

(尊者、私は再度、三帰依と九支を備えた布薩の法を求めます。尊者、私を受け入れて頂き、その後に私に戒を授けて下さい！)

Tatīyam'pi, ahaṃ, bhante, tisaraṇena saha navaṅga samannāgataṃ  
uposthasīlaṃ dhammaṃ yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ deṭha me,  
bhante.

(尊者、私は三度、三帰依と九支を備えた布薩の法を求めます。尊者、私を受け入れて頂き、その後に私に戒を授けて下さい！)

比丘：Yamahaṃ vadāmi taṃ vadehi (vadetha) .

(私が念ずるので、あなた(あなた方)はついて念じなさい)

受戒者：Āma, bhante.  
(はい、尊者)

vadeha (あなたは言う) vadetha (あなた方は言う)

三帰依<1-5>既出につき省略

九戒 (<1-10>の八戒に、9項目を追加)

9、Mettāsahagatena cetasā sabbapāṇabhūtesu pharitvā viharaṇaṃ  
samādiyāmi.

(私は慈しみを備えた心をば、一切の衆生に遍満させながら、共に住する事を受持しま  
す)

発願と回向 (<1-8>既出につき省略)

<付録>

Sabbapāssa akaraṇaṃ kusalassa upasampadā.Sacittapariyodapanam, etaṃ  
buddhāna sāsanaṃ.

(一切悪莫作、具足於諸善、清浄其自心、此是諸仏教) 《法句経》183

#### 四、在家 10 戒 (Gahaṭṭha-dasasīla)

---

三帰依と在家 10 戒の求受

Ahaṃ, bhante, tisaraṇena saddhiṃ gahaṭṭha-dasasīlaṃ dhammaṃ yācāmi,  
anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha, bhante.

(尊者、私は三帰依と在家 10 戒の法を求めます。尊者、私を受け入れて頂き、その後  
に、私に戒を授けて下さい！)

Dutiyam'pi, ahaṃ, bhante, tisaraṇena saddhiṃ gahaṭṭha-dasasīlaṃ  
dhammaṃ yācāmi, anuggahaṃ katvā sīlaṃ detha, bhante.

(尊者、私は再度、三帰依と在家 10 戒の法を求めます。尊者、私を受け入れて頂き、  
その後に、私に戒を授けて下さい！)

Tautiyam'pi, ahaṃ, bhante, tisaraṇena saddhiṃ gahaṭṭha-dasasīlaṃ  
dhammaṃ yācāmi, nuggahaṃ katvā sīlaṃ detha, bhante.

(尊者、私は三度、三帰依と在家 10 戒の法を求めます。尊者、私を受け入れて頂き、  
その後に、私に戒を授けて下さい！)

比丘：Yamahaṃ vadāmi taṃ vadehi (vadetha) .  
(私が念ずる通りにあなた (あなた方) も念じなさい)

受戒者：Āma, bhante.  
(はい、尊者)

vadehi (あなたが言う) vadetha (あなた方が言う)

三帰依 (<1-5>既出のため省略)

## 10 戒

☆比丘が一条 (または一句) 念ずるごとに、受戒者は続けて念ずる：

1、Pāṇātipātā vveramaṇī sikkhāpadāṃ sāmādiyāmi.

(私は殺生を離れる学処を受持します)

2、Adinnādānā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は与えられない物を盗らないという学処を受持します)

3、Abrahmacariyā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は非梵行の行為から離れる学処を受持します)

4、Musāvādā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は虚妄妄言を離れる学処を受持します)

5、Surā-meraya-majja-pamādaṭṭhānā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は放逸の原因となる穀物酒、果実酒と酒類を飲むことから離れる学処を受持します)

6、Vikālabhojanā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.

(私は非時食から離れる学処を受持します)

7、Nacca-gīta-vādita-visūkadassanā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.  
(私は舞踏、唱歌、音楽、演劇を観たり聞いたりすることから離れる学処を受持します)

8、Mālā-gandha-vilepana-dhāraṇamaṇḍana-vibhūsanatṭhānā veramaṇī  
sikkhāpadaṃ samādiyāmi.  
(私は装飾を理由とする飾り、化粧、花飾り、香、香水から離れる学処を受持します)

9、Uccāsayana-mahāsayanā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.  
(私は高くて大きな椅子やベッドから離れる学処を受持します)

10、Jātarūpa-rajata-paṭiggahaṇā veramaṇī sikkhāpadaṃ samādiyāmi.  
(私は金銀～お金～を受け取らないと言う学処を受持します)

比丘：Tisaraṇena saddhiṃ gahaṭṭhā-dasaīlam dhammaṃ sādhuḥkaṃ  
surakkhitaṃ katvā appmādena sampādeṭha.  
(完全に三帰依と在家の10戒の法を受けたならば、善くこれを守護し、不放逸によつて努力して成就せよ)。

受戒者：Āma, bhante.  
(はい、尊者)

発願と回向 (<1-8>に既出の為省略)

<付録>

Kiccho manussapaṭilābho, kicchaṃ maccāna jīvitam ; Kicchaṃ  
saddhammassavanaṃ, kiccho buddhānamuppādo.

得生人身難、生得寿終難、聴聞正法難、諸仏出世難。《法句經》182



## 第二章 三帰依の内容——パーリ聖典の解釈

---

### 一、《小誦経》の註釈

---

Namo tassa Bhagavato Arahato Sammā sambuddhassa.

彼の世尊、阿羅漢、正自覚者を礼敬（＝敬い礼拝する事、以下同様）します。

Paramattajotikā 1

《勝義解説》1（注1）

三帰依註

Saraṇattayaṇṇanā

(Buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi ; Dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi ; Saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi ;

Dutiyam'pi buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi ; Dutiyam'pi dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi ; Dutiyam'pi saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi ; Tatiyam'pi buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi ; Tatiyam'pi dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi ;

Tatiyam'pi saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi ;

私は仏に帰依します。私は法に帰依します。私はサンガに帰依します。

再度、私は仏に帰依します。再度、私は法に帰依します。再度、私はサンガに帰依します。

三度、私は仏に帰依します。三度、私は法に帰依します。三度、私はサンガに帰依します。

（注1）《勝義解説》——《小誦経》の註釈書。以下の三帰依に関する註釈は、本書の第一の部分の第11ページから第22ページ（パーリ聖典協会出版）を翻訳したもの。

（本書序論）

「私は仏に帰依します、私は法に帰依します、私はサンガに帰依します」

(Buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi, Dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi, Saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.)。

上記の、この帰依に関する開示は、諸々の小さい（聖典）（注3）の始まりにある。

今、それを知らせる為に、この（諸々の）小さい（聖典）の註釈——《勝義解説》の内容をここにおいて、以下のように開陳する：

(注3) 《勝義解説》は二つの部分に分かれている。一番目の部分は《小誦経》の註釈で、二番目の部分は《経集》の註釈である。以下の説明によって分かるのは、ここでいう「諸々の小さい聖典 (Khuddakānam)」は、九つの部分で構成されていて、《小誦経》と《経集》 (=スッタニパータ) の二つの経が含まれている事である。

「(+私は) 三宝——最上の礼敬をされるべき者に礼敬しました。私は将に、以下の事を解説します——いくつかの諸々の小さい(聖典の)意味。諸々の小さい(聖典は)奥深く、ある種のもの、解説するのさえ、難しいものもある。特に私のように、教法の中において、未だ覚悟 (=覚醒) していない者にとっては。しかしながら、今日に到るまで、(+私は) 未だ(+私の) 前を行く諸々の導師(注4)の判断を破壊した事はない。そして、大師の九分教法(注5)は、同じく未だ保存されている。その為、私は、大師の九分の教法に立脚して、また、古代の(諸々の導師方の)判断にしたがって、以下の解説をしたいと思う。(+私がこのようにするのは)決して己を称賛したい為ではなく、また、他人を軽蔑したい訳でもなく、ただ、正法への諸々多くの尊敬によるものであって、故に、(+皆さまには)専心して傾聴して頂きたいと思うのである。

(注4) 「導師 (ācariya, 阿闍梨)」——すなわち、老師、導師、教師の意味；ここでは、仏教における宗教師の事を指す。

(注5) 「大師の九分教法 (Navāṅgaṃ satthu sāsanaṃ)」とは——世尊には三蔵の教法というものがあるが、三蔵によって分類する以外の、もう一つの分類の仕方、すなわち、世尊の一代における教法を九種類に分けたものがある。それは：契経 (suttam)、応頌 (geyyam)、記説 (veyyākaraṇam、解説)、偈頌 (gāthā)、自説 (udānam)、如是語 (itivuttakam)、本生 (jātakam)、未曾有法 (abbhutadhammam)、智解 (vedallam、問答；論議) である。

《律蔵》の註釈書——《普端嚴》では以下のように解説している：「何を以て、分類 (aṅga、支分) するか？ (世尊一代の教法を) 九種類に。それは、一切 (の教法) を：契経、応頌、記説 (解説)、偈頌、自説、如是語、本生、未曾有法、智解 (問答；論議) の九種類に分けたものである。その中で、(《律蔵》の)《两部分別》、《義釈》、(《律蔵》の)《捷度》、《付随》、《経集》の《吉祥経》、《宝経》、《Nālakasutta》、《迅速経 Tuvatākasutta ; tuvaṭṭakasutta》及びその他の、経の名前のついた所の如来語、これらを「契経」とする。

一切の、偈頌が付属する経は、「応頌」とする。特に《相応 (部)》の全体の《有偈品》は (+「応頌」とする。)《アビダンマ蔵》の全部、無偈の経、およびその他、八分の

教法に収められていない仏語は「記説（解説）」とする。《法句（経）》、《長老偈》、《長老尼偈》、及び《集経》の中の、経の名の無いもので、純粋な偈頌のものは「偈頌」とする。喜智偈頌に相応する 82 経は、「自説（経）」とする。「此是世尊所説」から始まる形式のものが展開されたものは、112 経を超えるが、これは「如是語」とする。《無戯論本生経》等 550 の本生（物語）は、「本生」とする。「比丘たちよ、これは阿難の四大不可思議、未曾有法」から始まり、展開される一切の不可思議、未曾有法に相応する諸々の経は、「未曾有法」とする。《小智解経》、《大智解経》、《正見経》、《帝釈所問経》、《行分別経》、《大満月経》等、それぞれが、智と満足を得る為に質問した所の、一切の諸々の経は、「智解（問答）」とする。

（《諸々の小聖典》の範囲の確定）

この中において、「私は将に、いくつもの諸々の小さい（聖典）の意味について」と（+私が）述べている事に関して、先に「諸々の小さい（聖典）」（の範囲）を確定した後、その意味を説明したいと思う。「諸々の小さい（聖典）」とは《小部》の一部分を指す。そして、《小部》は五部（nikāya）も一部分である。

五部(nikāya) とは、「長、中と相応、増支及び諸小、この五部は、法から言っても、義（＝意味・内容）から言っても、奥深いものである。

その中で《梵網経》等の 34 経は《長部（Dīghanikāya）》とし、

《根本法門経》等の 152 経を《中部（Majjhimanikāya）》とする；

《渡瀑流経》などの 7762 経を《相応部（Saṃyuttanikāya）》とし；

《心遍取経》等の 9557 経は《増支部（Āṅguttaranikāya）》とする；

《小誦（経）》、《法句（経）》、《自説（経）》、《如是語》、《経集》、《天宮事》、《餓鬼事》、《長老偈》、《長老尼偈》、《本生（経）》、《義釈》、《無礙解（道）》、《聖格言（Apadāna）》、《仏種姓》、《所行蔵》、（及び）《律蔵（Vinayapīṭaka）》、《アビダンマ蔵（Abhidhammapīṭaka）》、四部（ニカーヤ）を除く、その他の仏語は《小部（Khuddakanikāya）》とする（注 6）。

（注 6）

1、律蔵——《経分別（またの名を比丘分別または大分別と言う）》、《比丘尼分別》、《小品》、《小品》と《付随》の五つの部分が含まれる。

2、《経蔵》——五部（ニカーヤ）が含まれる。

すなわち：《長部》、《中部》、《相応部》、《増支部》と《小部》である。

《小部》に 15 の部分があり、それはすなわち：

《小誦經》、《法句經》、《自説經》、《如是説》、《經集》、《天宮事》、《餓鬼事》、《長老偈》、《長老尼偈》、《本生經》、《義積》、《無礙解道》、《聖格言》、《仏種姓》と《所行藏》である。

3、《アビダンマ藏》——7部の論を含む。

すなわち：《法集論》、《分別論》、《界論》、《人施設論》、《論事》、《双論》と《発趣論》である。

なぜ、これを「《小部》」と呼ぶのか？ 諸々の多くの小さな法の蘊（＝集まり）の群衆とその住处であるが故に。群衆とその住处という意味において「部（ニカーヤ）」と言う。

如説（注7）：「比丘たちよ。私はその他の一部の類が、このように多元性を有するのを見ない。比丘たちよ。ちょうど、この畜生趣の生き物（注8）のように。」上記の例は、（仏）教から来ている；そして、「poniki（注9）ニカーヤ、cikkhallika ニカーヤ」など（の例）は、（教の外の）世間に基づいて、述べられている。（本書においては）これが経蔵に属するものである事を示し、区別し、開示したく、また、《小部》の一部分である「諸々の小さな（聖典）」の意味・意義を開陳したいという目的も有するものである。

（注7）緬甸（ミャンマー）版には「如説（yathāha）はない。

（注8）S. iii, p152。

（注9）「poniki」は、緬甸版では、「poṇika」となっている。

そして、「諸々の小さな（聖典）」は、〈帰依〉、〈学処〉、〈32行相〉、〈問童子文〉、《吉祥經》、《宝經》、《牆外（經）》、《伏藏（經）》、《慈經》という、九つの部分で構成された《小誦（Khuddakapāṭha）》を初めとして、（このように）配列された（順序によって）また、諸々の導師がねん転として伝誦して来た方式[語道]を採用したのであり、これは仏陀が開示した（順序）とは異なるのである。

世尊が開示した所の：

「多くの生において、輪廻してきて、流転のうちに探し求めた。（私は）屋を造る者を見ないでいた間は、再三再四、生まれるという苦を受けてきた。おまえを見つけた、屋を造る者よ。おまえはもはや、屋を造れない（造らない）。おまえの一切の棟梁は壊れ、屋根はすでに押し崩された；私はすでに無為に到達し、すでに諸々の愛（注10）を尽滅する事を、証し終えた。」

この二首の偈頌は、すべての[一切の]仏語の中で、(世尊が)最も最初に(述べた)ものである；しかし、この(二首の偈頌に関して、世尊は)ただ心の中で誦したのみであって、言葉で語ったわけではない。しかし：「熱誠静慮婆羅門(注11)、諸法が顕現する時、その一切の諸々の疑惑を滅し、彼はそれは因を有する法である事が知れる(注12)」という、この首の偈頌はすなわち、(世尊が)最初に言葉に出した(仏語)である。故に、私はこの「諸々の小さい(聖典)」から始まる、《小誦經》の九つの部分の意味を解説したいと思う。

(注10) Dhp.pp.43.

(注11) 「婆羅門」。ここでは、「すでに諸悪を取り除いた漏尽者」と指す。すなわち、阿羅漢の事であり、ここでは特に、ゴータマ仏陀が、仏陀になったばかりの時の、自称の言葉である。

(注12) Vin, i, p, 2.

(因と縁の浄化、すなわち説明) その始まりは、以下の通りである：

「私は仏に帰依します、私は法に帰依します、私はサンガに帰依します。」

以下は当該の義を解説する方法の本母(=根本)である：

「誰によって、どこで、いつ、なぜ、三帰依が述べられたのか？」

(世尊)が最も先に(三帰依を)述べたのではないのに、なぜ、ここでは最も先に述べられるのか？

このように、ここにおいて、因と縁を浄化、説明した後、その後において；仏陀、帰依に関する行い、及び(帰依)を行う者について解説する。

我々は、破、未破、果、及び所応行(帰依の対象)について、以下に、解説する：  
『法に帰依』等の二種は、ここにおいて、知られる方法で説明する。順序の原因となった事柄を、説明し、確定する。かつ、比喩で以て、この三帰依を説明する」  
この内、第一番目の偈頌の中に：「この三帰依は、誰が述べたのか？どこで述べたのか？何時述べたのか？なぜ述べたのか？」というのがある。如来が最も先に述べたのではない(三帰依であるのに)、なぜ、ここでは真っ先に述べられているのか？」

ここには五つの問題があるが、その回答は以下の通り：

「誰が述べたのか？」：世尊による。諸々の弟子でもなく、諸々の仙人(isi)でもなく、また、諸々の天(が言ったものでもない)。

「どこで述べたのか？」：パーラーナシー(Bārāṇasī)の仙人の降りたつ(処)の鹿(野)苑で(開示したものである)。

「いつ（述べたのか）？」：耶舎（Yasa）尊者と（彼の）友人達が、阿羅漢を証得した時、（当時、世間では合計）61人の阿羅漢がいたが、世間の衆生の利益の為に、説法をした時に（その時、開示されたのである。）

「なぜ述べたのか？」：出家をして、具足戒を受けさせる為である。例えば：「さて、比丘たちよ。このように出家しようとするならば、具足戒を受けせしめよ：先に、鬚と毛髪を剃らしめ、袈裟衣を着せしめ、上衣は一方の肩に偏たんし、比丘たちの足を礼敬し、蹲踞して（かかとを上げて）座らしめ、合掌せしめ、（受戒者に対して）以下のように言わねばならない：『あなたはこのように言いなさい：私は仏に帰依します。私は法に帰依します。私はサンガに帰依します。』

「なぜここにおいて、真っ先に述べるのか？」：この大師の九分教法が三蔵（の形）で以て収められたのを知った後、（再び）先に諸々の導師（ācariya）が伝誦する所の方式（vācanāmagga、語道）を採用する（+事にした）。この方式〔道〕は、諸々の天（と）人間たちが近事男（upāsaka、在家居士）または出家して（仏）教に入りせしめる。故に、この教法に入る為の（この伝誦）方式〔道〕は——《小誦》において、最も先に述べたのである。以上、因縁の浄化、すなわち説明を終えた。

我々は、破、未破、果、及び所応行（帰依の対象）について、以下に、解説する：『法に帰依』等の二種は、ここにおいて、知られる方法で説明する。順序の原因となった事柄を、説明し、確定する。かつ、比喩で以て、この三帰依を説明する」

この内、第一番目の偈頌の中に：

「この三帰依は、誰が述べたのか？どこで述べたのか？何時述べたのか？なぜ述べたのか？」（三帰依の解釈）（仏陀の解説）

今ここにおいて、言われている所の：「仏陀に関する解説、帰依の行い、及び行（帰依）者」（の解説を以下の通り行う：）——この中において、すでに体験・証悟した所の、すでに一切の諸法に関する無障礙の智相を遍修し、（五）蘊相続による施設された（各種の有情）への執取を無上解脱した所の、または一切知智の足処〔近因〕（注15）が施設する所の、各種の有情を執取して区別した所の有情を「仏陀（Buddha）」（注16）と見做す。如説：「『仏陀』——彼の世尊は、自ら成り、無師であり、前に聞いたことのない法において、己自身で自ら諸諦を悟り、かつこれによって一切知智を獲得し、また、諸力において自在を得た（注17）。

（注15）現観諸諦（saccābhisamayam）、緬甸版は「現自覚諸諦（saccābhisambodhim）」。

（注16）この部分を比較的分かり易い言葉で述べると、以下のようなになる：究極的な義理・文章上の道筋では、人または有情はただ、色、受、想行、識の五蘊の相続にし

か過ぎない。ただ、通俗的には、我々は、概念上に施設（＝設定）して、人とか有情とかと言っているのである。仏陀という概念における人とは、彼はすでに修行を終え、一切の諸法に対して何等の障礙もない、比べる人のない解脱の智慧を体験・証悟している。または仏陀というこの概念上の人とは、すでに証悟しており、四聖諦を了解している（＋と言う）。また、仏陀というこの概念上の人とは、一切知智（一切法を知ることのできる智慧、これは仏陀のみ、特有のものである）を体験・証悟している根本的[直接的]原因。

（注 17） Mind.p.143. Ps.i.p174. というのがある。

その上また、ここにおいては、ちょうど世間では、得達（avagantā、了知）である時は「得達者」と言い；同様に「已に諸諦を覚悟（＝覚醒）した者」は仏陀を意味する。例えば、葉を枯らす風を「葉枯者」といい；同様に、「人々を覚悟させる者」は仏陀を意味する。

「一切智者を以て仏陀」——一切の法において覚悟（＝覚醒）する能力を有する覚悟者は、「仏陀」と呼ばれる。

「すでに一切を見た者を仏陀となす」——一切の法を覚悟（＝覚知して悟る事）することのできる者を「仏陀」と呼ぶ。

「他に指導者に頼らない者を仏陀となす」——他人に頼って覚悟したのではなくて、己自身によって覚悟した者を「仏陀」と呼ぶ。

「萌えて発する者を仏陀となす」——種々の功德が萌え出て（＋効力を）発した者、蓮の花が開花するようであり、（＋その者を）「仏陀」と呼ぶ。

「漏尽者を仏陀となす」——覚醒した男子が、疲弊（萎縮の法）を捨断して、睡眠を消滅するように；同様に、すでに一切の煩惱睡眠を滅尽して、覚醒する者は、仏陀となす。」

「すでに、一趣向道者に到達した者を仏陀となす」——この種の言い方は、往趣の義の方式によって、覚悟（＝悟り）の義を表しているのである、ちょうどすでに道路（終点）に到達した男子を到達者と呼ぶのと同じである；同様に、すでに一趣向道者（＋である者）もまた「仏陀」と呼ぶ。

「すでに、己独りで、無上正自覚を覚悟した者は仏陀となす」——他人によって覚悟したのではないが故に仏陀である、というのはどういう意味であるか？

己自身によって、すでに、おのずと無上正自覚を覚悟した事があらわになった者を「仏陀」と呼ぶ。

「すでに未覚を打ち破って覚悟（＝悟り）を獲得した者を仏陀」となす——上記の語彙は、菩提（buddhi）、菩当（buddham）、鉢多（bodho）などと関係がある。

青、赤から派生して、青い布、赤い布などの言葉が生じるように、（+仏陀の徳を知らしめるために）「覚悟の徳に相応する者は仏陀となす」等と言う。

上記は、語彙から仏陀の解説をしたものである。

（帰依行為と帰依行為を行う者について）

帰依行為などに関して（+の話題の中で）、（帰依処）という言葉がみえる時——まさに「它殺（マ）（＝それが殺す、彼が殺す）」を帰依（saraṇam）というが、それはすなわち、「すでに帰依という行為を実践した者は、その帰依の行為によって、畏怖、戦慄、痛苦、悪趣、煩悩を殺害し、破壊し、消滅せしめる」と言う義である。

または、彼は、諸々の有情の畏怖を殺害して、利益に転じ、不利益を阻止するのを「仏陀」となす；三つの有（bhava）である砂漠を越えて、安穩を与えるのを「法」と言う；為す事（布施、供養、敬いの機会）少ないが、大果を得る原因となるのを「僧（＝サンガ）」という。このような事であるが故に、このような方式で、この三宝を「帰依（処）」と言う。

（帰依行為（saraṇagamana））——当該（+対象へ）の浄信、当該（+対象へ）の尊重によって、煩悩は殺害され、断じ除かれ、依拠する所の行相（＝行為の様相）が、（+心が）転じる事によって、生起される。また、他人の縁に依らずに、生起する所の心は、「行帰依（＝帰依行為）」である。（帰依者（gamaka））——当該（＝上記）の、生起した所の（心）を具備する有情を（「帰依者」）と言う。彼は当該の帰依を実践するが、それはすなわち、上記の方式でもって、心を生起せしめるのである：「これら（三宝）は、私の帰依（処）であり、私の拠り所である。」

また（ある種の帰依者は）、（帰依）する時に、たとえば、（Tapassu）、（Bhallika）などを同時に受持する：

「尊者、我々は、世尊及び法に帰依します。世尊は、我々をして、近事男として憶持して下さい。」

または、大迦葉（Mahākassapa）等、すでに弟子になったよう者と同じように、以下のように言う：

「世尊、世尊は、私の導師（satthā）であり、私は（世尊の）弟子です。」

または、（Brahmāyu）等のように：

「このように言う時、（Brahmāyu）婆羅門は座より立ち上がって、上衣を一方の肩に偏袒して、世尊に向かって合掌し、己自身で言う：『彼の世尊、阿羅漢、正自覚者に敬礼す；・・・覚者に敬礼す・・・（略）』」と。

または業処の（+修行に）尽力する修行者の如くに、己自身を（三宝）に捧げる；  
または聖者の如くに、帰依の雑染を断じ除く。このように、各種の方式に従って、（所縁）の境と作用から（帰依に）入る。以上が、行帰依（=帰依の行為）と、行（帰依）者（=帰依を實踐する者）に関する説明である。

（破、未破及び果について）

次に私は、「破、未破及び果、所応行（帰依の対象）」についての説明をする。

（以下の）件は、破などの説明である：（破）——以下のような帰依を行った者において、二種類の帰依の行為の破がある；一つは罪になり、もう一つは罪にならない。死亡した場合は罪にならない；罪になるものは、帰依の方式を（仏陀ではなく）、他の導師に帰依したのだと（話を転ずる）者。帰依したのとは反対の方式を、転じて採用する者。この二種類の帰依行為の破は、凡夫の上に発生する。

（雑染）——仏陀の諸徳に対して無智、懷疑、邪智を起す、及び不敬などを起して、己自身の帰依を雑染する事。ただし、諸々の聖者の帰依は、不破であり、雑染のない帰依である為、以下のように言う：「これは不可能である（無処）、発生しない（無余地）、成就を見たすべての人は、誰を導師にするかを、指摘する事ができる」

諸々の凡夫にとって、彼らの帰依が、破に到達していないならば、彼らの帰依は、未破であると言える。

（果）——罪を伴って彼らの帰依を破壊する事、及び（その帰依に）雑染があり、その事によってよくない果がある事：無罪（として、彼らの帰依を破るとは、すなわち、）異熟（果報）がない為に、果がない事。（帰依が）未破である結果、意に沿う果が得られる。例えば、以下のように言う：

「すべての、すでに仏陀に帰依した者は、これより先、苦界に生まれることはない；人身を捨てた後、彼らは天身を受ける」

この中において、すでに（帰依を）行った（聖者）は、すでに帰依の雑染を断じ除いた為に、彼らは苦界に生まれることはない；その他の人は、帰依によって、（苦界に）生まれる事はない。これが、この偈頌の意味である事を、知らなければならない。ここまでは、破、未破と果の説明である。

（所応行帰依の対象に関する説明）

所応行（*gamanīya*）（帰依の対象）という表現に対して、（反対者）は非難して以下のように言う：「私は仏に帰依する（*Buddham saraṇam gacchāmi*）」という言い方は、仏陀に帰依する者が、仏（*buddham*）の所へ行く（*gacchāmi*）という言葉を使って、その事が、表現されているのであるが、それは、一句の中において、二つの場所

の事に触れているので、意味がない、と。なぜであるか？ もし、行く[往趣 (gamana)] の動詞に、二個の受動詞がある時、たとえば、「彼は羊を連れて村に行く」などのようなものは、諸々の文法家は、二つの受動詞を使うのを嫌い、ただ「彼は東に行く、彼は西に行く」という言い方がよいと言う。

(答) そうではない。同一の使役動詞は、仏と帰依を表しているのではない。例えば、同一の使役動詞において、それらは(仏と帰依の二個) という意味を持つならば、仏陀の住まいに行こうとしている者は、帰依する事も成り立つのである。故に、すでに帰依した者は、それは、唯一殊勝なる、「仏陀」にのみ帰依したのである。

(問) : そうであるならば、「この帰依は安穩である、この帰依は最上である」という言葉は、同一の使役動詞ではないのか？

(答) : (そのようでは) ない。ここでは、その状況を(述べているに過ぎない)。ここにおいて、同一の使役動詞の状況である所の意趣は、ただ偈頌の(一) 行においてしかない；この、仏等の三宝に帰依をしたならば、畏怖を破り除くと言ひ、その帰依の状況は、例外なく「安穩なる帰依と最上の帰依」であり、これは同一の使役動詞の状況を表す意趣である。しかしながら、もし、余所でまたは往処が結合する時、その帰依は成就する事がない。故に、上記の意趣はない。(故にあなたの非難は) 当たらない。

(問) : 「(āgamma、来る；・・・によって) という、この帰依によって、一切の苦を解脱する」という(+文言)において、この(文)と往趣が相い結合して、帰依の行いが成就する時、(それは一体) 同一の使役動詞ではない、と言うのか？

(答) : (そのようでは) ない。同じく、前に述べたように、過失の範囲である。たとえこの中に同一の使役動詞があるという状態であるとして、すでに心が撃破された者が、その上で、仏・法・僧に帰依するとしても、彼は一切の苦を解脱することができる。これは前に述べたように、過失の範囲である。我々の義理には過失はなく、故にこの(非難)は当たらない。たとえば、「アーナンダ、すべての、私(のような、このような)善友の所に来る者、生の法の(+苦難に)(遭遇する)有情は、世尊(のような)(このような)善友の威力によって、解脱する(時がある)。」(上記のようであるが故に)以下のように言う：「これによって帰依したならば、一切の苦を解脱する。」これが、この部分の意趣である事を、理解しなければならない。



### 第三章 五戒、八戒と10戒の内容——パーリ聖典の解釈

---

#### 一、《正見経》の註釈

---

——離10不善の説明

「大名、已に殺生を離れ、已に不与取を離れ、欲邪行、虚妄語（+を離れ）、（已に）放逸の原因となる穀物酒、果実酒（と）アルコールを離れた。大名、これが在家信徒の持戒である。」《中部・正見経》

「諸々の賢友よ。不善とは何か？諸々の賢友よ。

殺生は不善である。

不与取は不善である。

欲邪行は不善である。

虚妄語は不善である。

離間語は不善である。

粗悪語は不善である。

雑猥語は不善である。

貪欲は不善である。

瞋恚は不善である。

邪見は不善である。

・・・（略）・・・。

諸々の賢友よ。善とは何か？諸々の賢友よ。

殺生を離れるは善である。

不与取を離れるは善である。

欲邪行を離れるは善である。

虚妄語を離れるは善である。

離間語を離れるは善である。

粗悪語を離れるは善である。

雑猥語を離れるは善である。

無貪は善である。

無瞋は善である。

正見は善である。」

《中部註》——《破除迷障》（Papañcasūdanī）

生物を殺害する事は、「殺生」(pāṇātipāta)である。

それはすなわち、生物を殺戮、殺害する事を言う。

「生物」とは、通俗的には、有情の事を言う；

勝義(=最も深い理法)の上では、命根を言う。

当該の生物が、生物想、運用身、語門の内の一門をもって、殺の思(心)でもって、当該の(生物)の命根を断つという(行動を)採るならば、それは「殺生」と言う。

無徳の畜生趣等の生物を(殺害)する時、小さい生物の場合は、小罪となり、大きな躯体のものを殺すときは、大罪となる。なぜであるか？ 加行【努力】が大きいが故に；加行が同等の場合、対象が大きい事によって(大罪)となる。有徳の人類等にとって、微徳の生物の殺害は、小罪であり；大徳行の生物に対しては、大罪となる。身体と徳行が同等である場合、(加害者の)煩惱と攻撃が弱い時、小罪であり、強い時は大罪である。

この(殺生には)五種類の構成要素がある：「(+対象が)生物であり、生物想があり(=これは生物であるという思いがあり)、殺心があり(殺したいという心があり)、攻撃があり、その(攻撃に)よって死がある。」

方法には六種類ある：

「自ら、命令して、投擲、落とし穴(固定的な)、明らかによるか、神変(=神通)による。」

上記の(殺生に関する解説は)詳細であるため、義理が非常に複雑で、故に我々はこれ以上、詳細に解説しない。

更に進んで、その他の(解釈)を理解したいと思う者は、《律蔵》の註釈である《普端巖》(Samantapāsādikā)を参照の事。

未だ与えられていないものを取るのを「不与取(adinnādāna)」という。すなわち、他人のものを取る、盗賊的行為、盗む、などを言う。「不与」とは、他人が持っている【擁している】ものという意味であり、他人【所有者】が使ってもよい、(+持って行ってもよい)と思うならば、処罰に相当しない、無罪である。他人の所有する(物)に対して、他人が所有しているという想い、偷盗の思い(心)が生起して、当該の(物品)を盗み取る行為を「不与取」と言う。

(もし)当該の、他人の所有物が、低劣である時、小罪となる；(物が)殊勝である時、大罪となる。なぜか？ 物品が殊勝(貴重)であるが故に。物品が同等である場合、徳行が比較的高い者から、その所有物を(盗み取った場合)は、大罪である；高い徳行者と比較して、低い徳行者の所有物を(盗み取った場合)は、小罪である。

この（不与取）には、五種類の構成要素がある：

「他人の所有物である事、他人の所有物であるという思がある、盗む心、行動する、及び当該の行動によって、取る事」である。

自ら取る、などの六種類の方法がある。これらの偷盗は、その相応する能力に合わせて：偷盗取、強迫取、遍計取、隠蔽及び取る準備（kusa、吉祥草）【籤券の偷盗】という、これらの方式で実践される。上記は簡単な説明であり、詳細は《普端巖》参照の事。

「欲邪行（kāmesu micchācāra）」の中の「諸欲」とは淫行（性交）を指す。「邪行」とは、譴責されるべき、低劣な行為を言う。その特徴を述べれば、欲邪行は、正法でない目的をもって、身門を運用して、淫を行ってはならない対象を侵犯する思（＝意志）である。ここにおいて、男子に関して言えば、淫を行ってはならない対象は、20種類の女性であり、それはすなわち、母によって護られている女性など、10種類、すなわち、母が護る女性、

父が護る女性、

父母が護る女性、

兄弟が護る女性、

姉妹が護る女性、

親戚が護る女性、

宗族が護る女性、

法【宗教者と同じ】が護る女性、

（夫が）ある女性、罰女である。

残りの10種類は、財によって買われた婦（＝女性）等である。すなわち、

財買婦、

欲（愛）住婦、

財住婦、

衣住婦、

水鉢【盆】婦、

除環婦（環とは、頭に荷物を載せる為の輪を指す）

卑且婦、

作務婦、

捕虜婦、

暫時婦。

諸々の女性の中で、有護女と有罰女の（二）種類の女性と、財買婦などの10（種類）の女性、合わせて12種類の女性は、（夫を除いて）という呼称によって、その他の男

性が、淫を行ってはならない対象 (agamanīyatṭhāna、不応行処；訪問してはならない対象；邪淫の対象) となるのである。

彼のこの邪行において、淫行をしてはならない対象において、徳行がないか、または無いと等しい場合は、小罪となる；もし、(+対象が) 戒等の徳行を具足している場合は、大罪となる。

この(欲邪行)には、四種類の構成要素がある：

「淫を行ってはならない対象である事、当該の(対象に対して)淫を行う心がある事、淫を行うという加行【努力】がある事、道(性交の管道)を忍受して、入道する事。」方法は一種類のみで、すなわち：己自ら、である。

「虚妄」は、語または身の努力によって、詐欺を行って、利益を破壊【実義の隠蔽】をする事を言う。詐欺の目的によって、身、語門の一門を運用し、邪思(心)によって、身体、語の努力を生起させて、他人を騙す事を「虚妄語」(musāvāda)という。もう一つの(+理解の)仕方として、「虚妄」とは、不存在である事、不真実の事柄である、とすることもできる。

「語」とは、それが存在する事、真実である事を示す(+ものである)。その特徴から言えば、「虚妄語」は、不真実の事柄をば、他人に真実であると信じさせたいという思いから、<思>によって生起する所の、表現の事である。

この時に破壊された利益が小さい時、小罪となる；(破壊された利益が)大きい時、大罪となる。または、たとえば、在家者が、己の所有物を布施したくないと思う時に、「(私は)ない」と言う時などは、小罪である。偽の証(言)をして、利益を破壊する時、大罪である。出家者に(たとえば、)少しのバターまたはギーしか持っていないのに、ふざけて、「私は河の流れのようなバターと共に村に来た」などと(嘘を)言うのは小罪であり、これまで見たことのないものを「見たことがある」などと言うのは、大罪である。

この(妄語、虚言)には、四種類の構成要素がある；

「不真実の事柄、詐欺の心、(+嘘をつく事への)努力、他(人)が当該の義を知る事。」方法は一種類、すなわち、自ら、である。上記の事柄は、身と身に関連するものごと、または、語による他人への、欺瞞の行為である事を、理解しなければならない。この行為によって、他人が当該の義を知る時、この行為を生じせしめた所の思の刹那が、虚妄語業の結と言われる。

「離間語」等について：話しているその内容のすべてが、己自身を喜ばすものであって、他人（の喜び）とは空（無関係、無所有）である時、これを「離間語」という。己自身、または他人（+に対して）粗悪な言葉で話す時、己自身がすでに粗悪であり、耳に悦なく、心が飲ばない場合、これを「粗悪語」と言う。雑で穢く無用で、意義のない（話）は、「雑穢語」である。上記は、それらの根源的な思によって、離間語などの名を戴くようになる事、当該の（思）のみが、それに相当する、という解説である。

「離間語 (pisuṇā vācā)」は、雑染心の思であり、身、語の加行（＝行為・努力）が生起して、他人を分裂させるか、または己自身に愛を向けさせる事を言う。

彼によって分裂させられた他人が、微徳の者であった時は小罪であり；大徳であった時は、大罪である。この（離間語）には、四種類の構成要素がある：

「分裂させられた他人が存在する事。意図的に分裂を思い、『このようにすれば（彼らを）分けられる、別離させられる』と画策する事。己自身が愛されたいがのために、（己自身の心内で以下のように思う）：『このようにして他人に気に入られよう、親密になろう』、そうなるような適当な努力、他者が当該の義を知る事。」

「雑穢語 (samphappalāpa)」——これは、不善の思でもって、身と口において加行を生起せしめ、意味のない表現をするものを言う。おこなわれた（雑穢語）が比較的遅鈍【軽い】である場合、小罪となる：それが比較的【強い】場合は、大罪となる。この（雑穢語）には、二種類の構成要素がある：「バーラタの戦い、シータ姫の誘拐などの（物語）のような傾向を持つ、意義の無い論題、及び同傾向の言論。」貪欲は「貪 (abhiḥhā)」であり、すなわち、他人の財物を見た後、それらを（擁したい）という傾向を生起させる義である。

その特徴は、以下のように思って、他人の財物を貪欲に取る事である：「おお、（もし）これが私のものであれば、どれほどよい事か！」（貪の）小罪と大罪は、不与取（でのべたもの）と同様である。この（貪）には、二種類の構成要素がある：「他人の財物である事、及び己自身に属するように（+と願う）傾向を持つことである。」

ただ他人財物を基礎として、貪念が浮かぶだけでは業道は成立しないが、己自身の（属して欲しい）、すなわち、「おお、（もし）これが私のならば、どれほどよいことか！」という（+心）の傾向を持つとき初めて、（業道になる。）利益を障碍する事（と）快楽は「瞋 (byāpādo)」である。その特徴は、他人の意念を消滅する過失である。（瞋の）小罪と大罪は、粗悪語（で述べたものと）と同様である。

この（瞋）には、二種類の構成要素がある：「その他の有情（+の存在）、対象を害したいという思念」その他の有情を基礎として、憤怒を生起させるだけでは、業道にはならない。対象に対して損壊の思念が（生起した時）：すなわち、「おお、もし（彼が）刺されたり、消滅したりしたら、どれほど良いか！」などと思う時初めて、（業道となる）。

如実に（+事実を）掌握していないが故に、所見に錯誤のあった時、それを、「邪見（micchādiṭṭhi）」と言う。その特徴は、「布施はない【布施には果報がない】」などの方式の見顛倒である。（邪見の）小罪と大罪は、雑穢語（で述べたものと）同様である；また、非決定的な（邪見）は小罪であり；決定的なものは大罪である。この（邪見）には、二種類の構成要素がある：「顛倒の方式でもって、事物に対応し、その対応によって、それらが（心中において）現起(現象)する。」



## 二、《小誦經》の註釈——10 学処の説明

---

《小誦經》——（Khuddhaka-pāṭha）《闡明勝義》（《小誦經》の註釈書）

- 1、私は、殺生を離れる学処を受持します。
- 2、私は、不与取を離れる学処を受持します。
- 3、私は、非梵行を離れる学処を受持します。
- 4、私は、虚妄語を離れる学処を受持します。
- 5、私は、放逸の原因となる穀物酒、果実酒と、酒類（を飲むこと）から離れる学処を受持します。
- 6、私は、非時食を離れる学処を受持します。
- 7、私は、舞踏（を見る事）、歌う事、音楽（を聞く事）、演劇（を見る事）から離れる学処を受持します。
- 8、私は、装飾を理由とする花飾り（+を身に付けたり）、香を振りかけたりする事から離れる学処を受持します。
- 9、私は、高くて、大きな椅子やベッドから離れる学処を受持します。
- 10、私は、金銀（金銭）を受け取る事から離れる学処を受持します。

(学処誦の本母)

上記のように(+ある種の人々は)、帰依する事によって(仏の)教えに進入した事を、顕現した。(教法に)進入した事を示す為に、進入した所の近事男(upāsaka、在家居士)または出家者が真っ先に学ばねばならない学処(sikkhāpada)は、すでに(+上のように)〈学処誦〉として列記された。次には、当該の本母(mātikā)を解説する。

「これらは、誰によって、どこで、いつ、なぜ説かれたのか、言った、確定された、共通する部分、または共通しない部分、自性の罪、制定の罪を挙げる、当該の確定を行った後、共通する文言と意味に基づいて、一切の(学処)に関して、共通の(文言)に対して、解説する。この時、前の五つの(学処)に関しては、区別(=違い)や義理に関しての解説を行い、殺生から始まって、その単一性(ekatādito、ekatānānatādito)等を同様に、所縁、受持、破、大罪から(+説明し、また)、方法、構成要素、等起、受、根、業から離から、果から、応知の選択(=知るべき選択)から、結合するべき、また、後ろの五個の(学処)との結合、共通でないもの、および知るべき所の低劣等」(+が解説される)。

ここにおいて、この、殺生を離れるという、10学処は、唯一、世尊一人が述べたものであって、弟子たちが(述べたものではない)。その上、これらの(学処)は、Sāvattī(舎衛城)の勝利林給孤独園において(開示されたものである)。

ラーフラ(Rāhula)尊者が出家した後(の時に、開示したものである)。(世尊が)カピラヴァツ(Kapilavatthu)から、サーヴァッティに來た時、諸々の沙弥(sāmaṇera)に対して、学処(=学ぶべき事柄)を確立する為に、以下のような(+内容の事柄)を言った：

「当時、世尊は、カピラヴァツに好きなだけ住んだ後、サーヴァッティに向かって遊行した。順序良く遊行した後、サーヴァッティに到着した。ここにおいて、世尊は、サーヴァッティの勝利林の給孤独園に住んだ。当時、・・・略・・・。当時、諸々の沙弥は、以下のように想った：

『我々にはどれほどの学処があるのか？どのような学処が、我々が学ぶべきものなのか？』(+そのように想って、)このことを世尊に報告した。

(世尊は言う)：『比丘たちよ。私は、諸々の沙弥が、10の学処を受持するのを許す。また、諸々の沙弥は、これら(の学処)を学ばなければならない』：殺生を離れ、・・・略・・・、金銀の受持を離れる事。』」



(共通と差異の確定)

この(10学処)の内、前の二つの(学処)と、第四、第五(の合計四つの学処)は、諸々の近事男と、諸々の沙弥に共通する所の、常戒である。第七番目と八番目(の学処)を一つに纏めて(十一か条とし、その上で)、全部の(学処)の中の、最後の(第10番目の学処)を取り除いたものは、諸々の近事男の布薩戒となり、この一切(八学処)は、諸々の沙弥とも、共同するものである；最後の(第10番目の学処)は、唯一、諸々の沙弥にのみ属し、この部分が(+近事男とは)異なるものである。以上が、共通の部分と、差異のある部分に関する、決定である。

この(10学処)の内、最初の五か条は、離自性罪というが、それは、殺生等は、一向(一方的；完全に)不善心所などによって、生起するからである。その他の(学処)は、制定罪と言う。以上によって、自性罪と制定罪が、確定された。

(補足：「自性罪」は、世間罪とも言う。自性罪は、その性質自体が罪悪であり、不善であり、過失のあるものを言う；「制定罪(制罪)」は、世尊が特に、弟子のために制した戒・規定を言う。)

(共通するものに関する説明)

文中の、「私は離れる学処を受持する(*veramaṇīsikkhāpadam samādiyāmi*)」は、一切の(学処)に共通する文言であり、故に、(先に)これらの共通する文言について、その義(=意味)を解説する：文言から言えば「離(*veramaṇī*)」は、怨敵を圧倒する事、すなわち、怨敵を捨てる事、除去する事、消滅せしめて、怨敵が存在しないようにする事を言う。または、人が何かの器具を利用して、敵から離れるのを言う。このことから、*veramaṇī*の「(ve)」を「(vi)」と読んで、離の意味とする場合もあり、故に、ここにおいては：「*veramaṇīsikkhāpadam*(学処から離れる)」と

「*viramaṇīsikkhāpadam*(学処から離れる)」という二種類の誦法がある(+事が分かる)。

「学(*sikkhā*)」は、学ぶべき、という意味を持つ；「処(*padam*・足)」は、これを経路、足がかりとするべし、という意味を持つ。＜学の処＞で「学処」となり、すなわち、＜学に到達する方法＞という意味になる。(学処は)または「根本、依止、住立処」とも言う。学処を離れる事は、「離学処」と言う；または第二番目の誦法：*viramaṇīsikkhāpadam*(離学処、学処を離れる)を採用する。

「私は受持する(*samādiyāmi*)」とは、私は完全にそれを採用するという意味となる；すなわち、違反しない、という目的の為に、不破、無斑点を保持する事を、言う。

義（＝意味、内容）の上では、「離」は、欲界善心に相応する離、である。《分別論》では以下のように言う：

「殺生から離するとき、そのとき、彼は、遠離しており、離しており、殺生を回避しており、所作がなく、作為がなく、違犯しておらず、境界を超えておらず、悪の橋を破っていない。」等。

この、離という単語は、欲界の離を含むだけでなく、出世間の離も含む。しかしながら、ここで述べられている所の「私は受持する」は、（出世間的なもの）には適合しない。故に、上記で、「欲界善心相応の離」であると説明されるのである。

「学」は三学である——すなわち、増上戒学、増上心学（＝増上定学）、増上慧学である。しかしながら、ここにおける義は：

「（いわゆる）学とは、すでに離に到達した所の戒、世間 vipassana、色・無色ジャーナ、及び聖道」を目的とするものである。たとえば、

「法とは何か？ いついかなる時においても、欲界善心、喜俱智相応・・・略・・・が生起する時、その時には触があり・・・略・・・不散乱（＋があり）、これらの法は学である。

学とは何か？ いついかなる時においても、色（界）に生まれたならば、道を修して、諸々の欲を離れ、諸々の不善法を離れ、・・・略・・・初禅・・・略・・・第五禅を具足して住し、略・・・不散乱であり、これらの法は学である。いついかなる時も、無色（界）に生まれたならば、・・・略・・・非想非非想処を具して、・・・不散乱であり、これらの法は学である。

どのような法が、学であるか？ いついかなる時においても、彼は出世間禅を修して出離し、・・・略・・・不散乱であり、これらの法は学である。」等である。

これらの学の中のある種の（学）は、学の処に到達する（＋事の出来る）法、または（学ぶべき所の）根本、依止、住立処を「学処」と言う。上記に関して、以下のように言う：

「戒に依止し、戒に住立して修習し、多く七覚支を（修習）する」など等。ここにおいて、共通する文言、及び共通の言葉と義に関して、なすべき説明をなした。

（前五学処の解説）

これまで述べられてきた所の、以下の文言について：

「この時、前五（学処）をば、差別（＝差異）と義理（＝意味内容）から解説する、殺生から・・・略・・・離から、果から、（＋などと言う事に）対して、知るべき事柄を選択して。」

ここにおいて、以下のように言うことができる：「殺生（pāṇatipāta）」：「生物（pāṇa 息生）」——は、命根を連結する所の蘊相続であり、または、当該の（蘊相続）を執す

る所の、施設された（＝概念化された）有情である。当該の生物には生物想があり、身門、語門の内の一門を運用して、殺の思（心）の生起によって、当該の（生物の）命根を断ずる（という行為）を採るのを、「殺生」と言う。

「不与取（*adhinnādāna*）」——「不与」：他人が所有している（＋がしかし）、他人である所の（所有者が）、随時に使用する事を欲する（＝許可する）ならば、処罰には当たらず、無罪となる。当該の、他人が所有する所の（物）に対して、（＋別の）他人が所有したいという想、身門、語門のうちの一門を運用して、盗の思（心）でもって、偷盗の行為を行うのを「不与取」と言う。

「非梵行（*abarahmacariya*）」——非正法の従事を原因として、違犯である所の思（心）でもって、身門を運用して、両者入罪の、淫欲に従事する、非殊勝なる行為。

「虚妄語（*musāvāda*）」——「虚妄」とは：語または身の努力によって、欺瞞に尽力するか、または利益を破壊する者をいう。欺瞞の目的をもって、身門、語門の中の一門を運用して、邪思（心）によって身・語の努力を生起せしめて、他人を欺瞞するものを「虚妄」と言う。

「放逸の原因となる穀物酒、果実酒（と）酒類（*surāmerayamajjapamādatṭhāna*）：このうちにおいて、「穀物酒（*surā*）」——には、五種類の穀物酒がある：澱粉酒、餅酒、米酒、酵母を加えた酒、及び（新鮮な芥子などが）混合された酒。

「果実酒（*meraya*）」——五種類ある：花酒、果実酒、糖酒（＝砂糖酒）、（葡萄）甘酒、及び（新鮮な調味料などを入れた酒）。

「酒類（*majja*）」——前に述べた二種類の酒をさすが、（飲めば）酔うであろうから、その意味で酒類と言う；または、その他の、如何なるものであっても、飲めば酔うもの、狂うもの、放逸になるもの、これらを酒類と言う。

「放逸の原因」——すべて、思（心）をもって飲む、その（酒を）飲みこむ、当該の思でもって、酩酊に至る、放逸の原因になる、などを放逸の原因と言う。飲む、飲み込むという目的をもって、身門を運用して、思でもって、穀物酒、果実酒、酒類（＋を飲み、飲み込み）、放逸の原因となる穀物酒、種類、果実酒、と酒類を、飲み、飲む込む事。以上は、殺生から始まって、知るべき選択の説明でる。（中略）



## 第四章 戒帰依に関する質疑

---

### 第一部：帰依問答

---

#### (1)

問：尊者にお聞きします：私は、子供の頃より王爺、媽祖等を、十何年も、信仰してきました。今、三宝に帰依しましたが、媽祖への信仰は、続けてもよいでしょうか？

答：＜三帰依の内容＞から言えば、「この三宝は、私の帰依（+処）、この三宝は、私の拠り所である」としたわけです。衆生は、生死輪廻の逼迫を受け、畏怖と痛苦の中にあるので、三宝を求めて、それを帰依処、拠り所、避難処とするのです。故に、あなたはすでに三宝に帰依して、仏教徒になったのであるならば、完全に、三宝に帰依するべきで、三宝以外の神などに、礼拝しない事です。もし、あなたが宗教心で媽祖を礼拝するならば、三宝への帰依が破壊されます。

#### (2)

問：よく人から聞くのですが、彼は、誰その大師に帰依した、と。どういう事でしょうか？

答：もし、彼が、他の宗教の信者であれば、彼は誰その大師に帰依した、という事があるかも知れません；しかし、我々仏教徒は、唯一、仏、法、僧（＝サンガ）の三宝をもって、帰依の対象とします。もし、誰かが三宝に帰依して、仏教徒になりたいと思っていながら、しかし、どのように帰依をしてよいのか分からない時、彼は、一人の比丘、沙弥または帰依の（+儀式の）手順を知っている在家信者に引導してもらって、帰依（+の儀式）を受ければよいのです。勿論、彼はその長老、比丘または、在家信徒から仏法を学ぶ事はできますが、しかし、彼が帰依したのは、三宝全体に対してであり、単一の個人に帰依する事はありません。

#### (3)

問：誰その大師に帰依する事は、僧（＝僧侶）に帰依した事になりませんか？

答：（2）で答えたように、帰依の対象は、三宝全体です。故に、僧とは、単一の個人を指すのではなくて、聖なる僧団（＝サンガ）という事になります。それはすなわち、聖道と聖果を証悟した所の、四双八輩の聖人の団体を指します。彼が帰依した誰その大師は、道果を証悟した聖者——サンガの構成員でしょうか？（訳者注：王爺、媽祖は、中国・台湾で信仰されている神祇）

(4)

問：＜三帰依の内容＞において言われる、布施されるべき者（応施者 dakkhiṇeyya）とは、何ですか？

答：当該の経の復註では、「応施者に礼拝する」という句を解説するに、「施を受けるべき、また、（+その）性（+質）によって、礼拝される」と書かれている。「応施者（dakkhiṇeyya）——布施（+を受け取るの）が可な者、布施をするのに値する者、とも訳せる。《清浄道論》では、：「『施与』とは、来世があると信じるが故に、（施与とは）布施するに可な布施である、と解釈している。当該の（僧）は、布施に値し、または布施する事に利益がある；というも、それは大果が得られ、この種の（布施）は浄化される故に、『応施者』という。」このことから、「応施者に向かって礼拝」という言葉の内の「応施者」とは、敬虔な心で礼拝する所の、宗教的対象——宗教師または、その他の宗教の神などを言う。

(5)

問：帰依を破った時、どのような懺悔をすれば、よいですか？

答：懺悔は必要ありません。再度、三帰依と五戒を求め、受けて下さい。そうすれば、在家信徒としての身分は、回復します。

(6)

問：再度、三帰依を受ければ、よいではありませんか？なぜ、再度改めて、三帰依と五戒を求め、受けるように、と言うのですか？

答：仏陀はかつて、こう言いました：已に仏に帰依し、法に帰依し、僧に帰依した者は、在家信徒である、と。しかしながら、仏陀はまたこうも言いました：在家信徒は、五戒を守り、五種類の不適切な生活・生計の様式（邪命）を、捨棄すべきである、と。ある長老は以下のように言います：三帰依は、五戒（+を実践する事）によって、存在する。もし、一人の人間が五戒を破ったならば、彼の三帰依は、自然・当然に無効になる。唯一、すでに道果を証悟した聖者のみ、彼らの帰依のみが、不動揺で、堅固なのである。



## 第二部：持戒に関する問答

---

### (7)

問：尊者にお訊ねします：「構成要素」というのは、すべての条件を満たして初めて、破戒したと見做すという事でしょうか？

答：そうです。「構成要素」とは、「āṅga」と「sambhāra」というパーリ語の訳語です。ここ（＝本書）では、「破戒を構成する条件」を言います。

### (8)

問：殺生を離れる学処について、もう一度説明をお願いします。

答：「殺生を離れる学処」は、通常、不殺生戒と言われます。殺生をしてはいけない、という戒になります。注意しなければならないのは、不殺生戒は、己自身の手によって殺生する事、他人を殺生させるよう教唆する事、自殺がだめな以外にも、死を讃嘆したり、奨励してもいけないし、墮胎などもやってはなりません。虫、蟻等の小動物、およびそれらの卵も、殺害してはなりません。ただし、以下の状況は、破戒になりません。

- 1、故意ではない場合——当該の行動を取る時、たとえば、「私はこの蟻を殺してしまおう」とは考えておらず、しかし、不注意で死なせてしまった時等。
- 2、知らない場合——例えば、よく状況を知らないままに、有毒の食べ物を犬に上げた所、犬が中毒で死んだ、などの場合。実情を知らなかったが故に、不犯である。
- 3、相手を死なせる意図がなかった場合——例えば、人が病気になり、その病人に薬を届けた所、副作用で亡くなった。この場合、相手に対して、死を望む意図はなかった為、殺生は不犯となる。しかし、病人に勝手に薬を渡すのは、止めた方がよい。
- 4、精神病者——胆汁の関係で、治療不可能な精神病を発症した場合。
- 5、乱心者——夜叉等の関係で、心が惑乱した者。火と黄金、糞便と檀香が同時に出現した時、好悪の判断が出来ない。これを基準として、乱心者か否かの判定をする。

### (9)

問：不与取に関して、もう少し詳細に説明して下さい！

答：「不与取を離れる学処」は、パーリ語の直訳です。通常、不偷盜戒と訳す事が多い。偷盜をしないという戒です。《律藏》とく波提木叉（Pātimokkha、比丘、比丘尼の戒本）の註釈書である《普端嚴》と《疑惑度脱》では、偷盜には、25種類の方式がある、としている。偷盜の25種類の方式とは、五種類と五つの方法で構成されている；一、色々の種類の財物に関する五法。二、一種類の財物に関する五法。

三、自らの手に依る五法。

四、前方便の五法。

五、偷盜の五法。

一、色々な財物の五法：

いわゆる「色々な財物」とは、生命のある財物と生命のない財物の混合を言う。

1、占取——他人の田畑、家屋などを占拠するもの。

2、強奪——他人が肩にかけているもの、頭に載せているもの、または手に持っているものを、奪い取る事。

3、奪取——他人が傍らに置いてある財物を、持ち主に「この財物を私によこせ」と言っ  
て奪う事。

4、威儀の破壊——人が財物を運搬している時、人と財物を一緒に持ち去る事。（+それら  
を奪って）運搬する人が、二歩目を地面から離れた時、この人は偷盜を犯した事になる。  
その他の動物を偷盜する時も同様である。

5、原地を離れるさせる——地上、机の上などに置いてある財物を持ち去るか、または  
移動させて、元の場所から離れさせる事。

二、一種類の財物の五法：主人のある奴婢、僕人、動物に対して、占取、奪う、威儀の  
破壊、原地を離れるという方法を採取する場合は、一種類の財物の五法という。

三、己自らの五法：

1、己の手で自ら取る——すなわち、己自ら他人の財物を偷する事。

2、教唆——「君はこれこれの物品を偷せよ」などと命令され、命令された者が、偷盜  
する時、（+命令した）自分自身も、罪を犯した事になる。

3、投擲——税関の内側に立っている者が、課税物を税関の外に向かって投げて、脱税  
しようとした時。

4、利益の獲得——「もし、君が財物を見かけたならば、その財物を偷しなさい」など  
と命令される。

5、責任の放棄——他人の土地などを霸取した場合、または他人の傍にある財物を奪っ  
た場合で、所有者が「これはすでに私のものではない（=私の手から離れてしまった）」  
と  
思って、所有権を放棄した時、すなわち、犯である。

四、前方便の五法：ここでは教唆、命令の方法を指す。「方便（payoga）」は、また：  
努力、加行、方法と訳することもできる。

1、前方便——「君は某財物を偷しに行きなさい」は前方便である。しかし、命令され  
た者が偷盜して初めて罪を犯した事になる。故に命令は前方便である。

2、俱方便——元の場所を離れた事を俱方便と言う。たとえば、田畑を占有する為に、柱を移動させたりする等。

3、共謀して偷盗する——すなわち、その他の人間と相談したり語らったりした後、共同で画策して偷する事。共同で謀議した後、彼らが約定した所の謀議によって偷盗したならば、すべての共同で謀議した（+者）は、同罪である。

4、約定（=予約、約束）を作る——他人に偷盗を命令している時、偷盗の時間を約定する。たとえば：「君は、午後、某物品を偷せよ」など。

命令された者が、約定された時間に偷した時にのみ、命令者は有罪になる。

5、現相——他人に命令して偷させる時、目を閉じたり、手を振ったりして、信号でもって指示する事。

#### 五、偷盗取五法：

1. 偷盗取——すなわち、こそ泥などの方式によって、門や窓を壊して、主人のいない時を見計らって偷取する事。または、計り、寸法をごまかしたりする、また偽札、偽の貨幣等で詐取する事。

2、強迫取——暴力的な強迫行為でもって、他人の財物を奪い取る事。すなわち、強盗；または権力を運用して人民を搾取する事。

3、遍計取——偷取する前に、あらかじめ偷取する予定の財物、たとえば、衣服、金銭などを確認する事。しかし、もし、その他の財物を見た時は、偷取しない。

4、隠蔵取——先に偷取しようとする品物を隠匿し、その後に戻って、偷盗するもの。たとえば、他人が遺失した指輪を見た時、先に足で踏みつけて土の中、または塵土、葉等に押し込み、主人には見つけられないようにしておいて後、戻って来て盗るもの。

5、取籤（kusa 吉祥草）——籤券の番号を（+勝手に）変更したりするもの。たとえば、くじ引きで、番号に基づいて物品を配っている時に、より良いものを欲しいが為に、籤の番号を変えてしまう等。

以上によって、仏教徒であるならば、脱税、偽札、計量のごまかし、偽帳簿などを行ってはならず、他人の所有権、著作権を侵犯してはならず、または故意に他者の損失を招くような事をしてはならず、かつ、国家の法律を守らねばならない事が分かる。

以下の状況においては、戒は不犯である：

1、已物想——己自身の物であると誤解して、他人の物をとった場合。偷盗の心がない為、不犯となる。

2、親厚取——親友、親密な者の物を取る。

親厚者（vissāsa）とは、五種類の条件を満たす者を言う：

a、以前出会った事のある友人。

- b、一緒に食事をしたことのある親友。
- c、持ち主が曾て、「私の財物を、あなたの使いたい時に使ってよい」と述べた事のある時。
- d、その持ち主がまだ生きている事。
- e、自分が持って行った事を知ったなら、持ち主が喜ぶであろうと事を知っている時。

3、暫時取——取る時に「私はいずれ返還する」と思っていた時。「私は弁償するだろう」と思いながら借りる時。

4、糞掃物と思い取る時——ゴミ箱なのに入っているのを見て、「持ち主のない破棄物だ」と思って取る時

5、精神病の人。

6、乱心者。

7、極度に痛苦な者——極度に痛苦の状態の為、何も分からない者。2018-08-03

### (10)

問：離欲邪行と非梵行学処について、もう一度説明をお願いします。

答：「邪欲行学処」とは通常、不邪淫戒と言っているものであって、邪淫を戒でもって除く戒条に当たる。「非梵行学処」は、不淫欲戒、不浄行学処ともいい、淫欲、性交から遠く離れて、貞潔である事の戒条を言う。《長部新復註》では、以下の様に説明する：「『婆羅門よ、この（世間）において、沙門または婆羅門で、まさに[完全に]梵行を行う者は、女人と両両の入罪（の交媾法）において、未然のものであっても、女人が彼に油を塗る、身体をさする、沐浴させる、按摩する、時、彼がこれを歓び、これを求め、これに喜樂する。婆羅門よ。これは梵行の破壊であり、切断であり、斑点であり、雑色である。婆羅門よ。私はこれを行が不清浄である所の梵行であると言う。淫欲に結縛されるに相応するならば、私は彼は生老病死、愁、悲、苦、憂、悩から解脱できないと言ひ、諸々の苦から解脱できないと言ひ」

(2) 次に、・・・女人が彼に油を塗る、身体をさする、沐浴させる、按摩して、女人と笑い合う、遊ぶ、喜ぶ・・・などは許されない。

(3)・・・女人と笑い合い、遊び、喜ぶ、（己自身の）目で思念し、女人の目を見る事・・・は許されない。

(4)・・・（己自身の）目で思念しない、女人の目をみない、壁の外的女性、壁を隔てたところにいる女性の笑い声、話し声、歌う声または泣く声を聴かない・・・。

(5) 壁の外、壁を隔てて女性の笑い声、話し声、歌う声、泣く声を聴かず、過去を追憶して、女性との上記の体験を思い出したりしない・・・。

(6) 過去を追憶して、女性との上記の体験を思い出したりしないものの、超長者や長者の子に会った時、五種類の妙欲の享受を具備し・・・。

(7) 長者に会っても、長者子に会っても、五種類の妙欲の享受を具備しなくても、某天衆になる事を希望して修行するのは、すなわち、”私はこの戒、禁戒、苦行または梵行でもって、天人または某天の一になる”（と言う）。

彼はこの事を喜び、これを求め、この事を喜樂とする。婆羅門よ。これは梵行の破壊であり、切断であり、斑点と雑色である。

婆羅門よ。これを、不清浄の梵行と言う。淫欲に結縛されることに相応しており、私は彼は、生老病死、愁、悲、苦、憂、悩から解脱できない。諸々の苦から解脱できない、と言う』

上に述べた事柄は、増支阿含 (Aṅguttarāgama) 七法集《生聞経 (Jāṇussoṇi Sutta)》の七種類の淫欲結縛からの出離を言う。この時、従事する所の非正法【淫欲】の目的は、思より起こって身門を運用して道によって入道する所の非梵行である。五学処における欲邪行は、上に述べた事柄に、思でもって淫を行じてはならない対象に対して違反（+的行為を）する事を言う。

この内、男性にとって、行淫を行ってはならない対象は、20種類の女性、すなわち、母親が護る所の10種類の女性及び財買婦（＝財で買った婦人）など10種類である；諸々の女性の内、保護者のある10種類の女性と、罰女（種女）、及び財買婦などの10種類（種婦）、この12種類の女性は（夫以外の）その他の男子（が行淫を行ってはならない対象である）。

ある種の人々は言う：『非時、非処、非分と非法の四種類の邪行がある。』  
彼らは言う：夫を騙した時においてのみ、違反である。しかし、淫処（合法的な夫婦関係）の運行によって違反的な邪行が生じるが故に（彼らの主張は正しくない）。この二種類（非梵行と欲邪行）に違反する時、相手が無徳の場合は小罪；相手が徳を具する場合は大罪である。しかし、違犯の対象が無徳であっても、強暴（侵犯）の方式でもってなされたならば大罪であり；両者の欲（煩惱）が同等の時は、小罪となる。たとえ（両者の）欲が同等であっても、煩惱が弱く、手段も弱いものは小罪；剛強なものは大罪となる。



非梵行学処には、二種類の構成要素がある：すなわち、『淫を行したい心、及び道によって入道する事』。欲邪行（学処）には、四つの構成要素がある：すなわち、『淫を行してはならない対象、当該の対象に対して淫を行したいという心があり、淫行の加行（努力）があり、道【性交管道】に入道する事。』この四種類の構成要素は、諸々の註釈書においても、記載が見られるものである。

《疑惑度脱》の中で、非梵行学処には、二種類の構成要素があると、述べられている：「淫を行する心、及び道をもって入道する事」。この内で、「淫を行する心」とは、受樂の心を言い；「道をもって入道する」は、性交管道をもって、性交管道に入ることを言い、女性かまたは雌の衆生では、口、産道【生殖器、女根】と肛門という三種類の管道があり、男性または雄の衆生場合、生殖器【男根】と肛門の二種類の管道がある。

彼（彼女）たちが、道によって入道するというレベルに到達し、かつ、受樂がある時、すなわち、罪を犯す（＋と判断される）。いわゆる「道によって入道するというレベルに到達」とは、己自身の性交管道が、相手の性交管道に、ゴマ粒ほど大きさ、進入したものを言うが、それは罪となる（避妊具を用いても）。しかし、非常に小さな動物で、それらの口などが小さすぎて、人類の性交の管道となれない場合は、それらは不淨行の対象とはならない。

以下の状況においては不犯：

- 1、知らない者——すなわち、熟睡者等。すなわち、攻撃を受けた時に、（完全に）知らない者。
- 2、不受樂者——知っていたとしても、彼（＋彼女）は全く享受することなく、完全に樂受がない時。
- 3、精神病者。
- 4、乱心者。
- 5、極度に痛苦な者。

### （11）

問：虚言妄語学処について、再度、説明をお願いします。

答：「虚言妄語を離れる学処」は、一般的に不妄語戒と言われているもので、妄語する事を戒する戒条である。実際、この戒条は非常に微細であり、口頭經由であっても、書面筆記であっても、手話などの身体言語であっても、すべての故意による詐欺は、皆犯戒になる。故に、日常生活において、特に、言動には慎重であるべきであって、誠実さと正直さを保持しなければならない。

以下の状況においては不犯とする：

1、思考を経ずに、衝動的に、あっと思う間もなく口からでたもの。

詐欺の心がないため、不犯である。

2、言いたい事とは異なった事を言ってしまった者——愚鈍などが原因で、述べた内容と、考えていた内容（＝言いたかった内容）が、異なっていた場合。

3、精神病患者。4、乱心者。

## (12)

問：放逸の原因となる穀物酒、花・果実酒、酒類を離れる学処について、解説して下さい。

答：「放逸の原因となる穀物酒、花・果実酒、酒類を離れる学処」はまた不飲酒戒とも言う。すなわち、各種の酒類を飲まない、という戒であり、その中には、麻酔等の毒類も含まれる。酒でありさえすれば、一滴（草の先端分）であっても、犯戒となる。このほかに、我々は以下の様に考える：米酒などを漢方薬に入れて製造した薬酒は、たとえ医療効果があったとしても、その外用は可能であるが、飲用は不可である。

以下の状況においては不犯である：

1、酒ではなく、酒色、酒香、酒味のする *loṇasovīraka*（各種の薬品を入れて製造した薬の一種）、*sutta*、または酢等。

2、肉のスープなどに調味料として少量入れ、スープとしたものは、飲んでもよい。

しかし、酒の量が多く、酒色、酒香、酒味を呈しているスープ、それらを飲めば犯戒である。

3、精神病患者。4、乱心者。

## (13)

問：非時食を離れる学処について解説して下さい。

答：「非時食を離れる学処」とは、不適切な時間に、一般的な食物を食用する事に関する戒条である。この内「非時 (*vikāla*)」、または不適切な時間とは、以下の通りである：日中の（太陽が真上に来る）【正午】から、翌日の明相【黎明】が昇るまで。この間の時間は、諸々の仏と諸々の阿羅漢は、食事を取らない。「一般的な食物 (*yāvakālika*、時限薬)」は、通常、薬として使われる所の薬品、バター、ギー、油、蜂蜜、砂糖水及びいくつかの果汁以外の、通常、飢えをしのぐ為の、主食と副食品を言う。黎明が昇ってから正午までの時間【適時 (*kāla*)】においては、梵行者は、非三淨肉（己自身のために、またはその他の梵行者のために殺すのを見た、聞いた、懷疑した所の魚・肉）、

及び人肉などの、仏陀が禁止した所の、10種類の肉以外、どのような食物であっても（+食することができる。）

しかし、正午から翌日の黎明まで、一般の人々が食物としては食べない所の薬品、バター、ギー、油、蜂蜜、砂糖水、及びマンゴー、バナナなどの果汁は食してもよい。しかし、果汁は、濾過されて残渣のないものでなければならず、また未加熱のものでなければならない。椰子、スイカ、メロンなどの大型の果物の、それによって作られたジュースは、非時に飲用してはならない。その他に、たとえば、牛乳、豆乳、重湯、ヨーグルト、チョコレートなども非時に食してはならない。註釈書でも、マンゴーなどの果物から作られた果糖は時限薬とし、正午を過ぎてからは食用する事はできない、と書かれている。

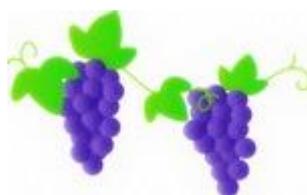
以下の状況においては不犯：

- 1、喉の渇き、病気などの因縁があり、小型の果物から作った果汁、バター、ギー、蜂蜜、砂糖水及び一般的な薬品（を摂る）。
- 2、反芻する者が、反芻する時に、（+口から）食物を取りださないという状況の下、飲み込んだもの。
- 3、精神病患者。4、乱心者。

#### （14）

問：正午というのは、12時を指すのでしょうか？

答：正午とは、12時を指すとは限らない。各国、各地点の標準時間は、大まかなものに過ぎず、各人の所在地と合わない場合があるし、また一年12か月の間に、日の出と正午（太陽が真上に来る時間）とはずれが生じる事が多い。たとえば、北京の標準時間と台北の標準時間は同じであるが、経度は大いに異なる。経度が東に一度ずれると、四分早まる。故に、台湾の東部における日の出と正午は、大陸西部より三時間早い。台湾の東部と東北部の11月31日の正午は、おおむね11時36分であり；2月21日の正午は、すなわち、12時6分になる。持戒者は、時間の変化に気を付けて、早めの食事をする事。



(15)

問：八布薩戒を受けた人は、夜にスーパーで販売されているリンゴジュースや、オレンジジュースを飲んでもよいですか？

答：包装されたジュースは保存のために、高温殺菌されている場合が多い。日光以外の方法で加熱されたジュースは、非時に飲用してはならない為に、スーパーで販売されているリンゴジュースやオレンジジュースは、八布薩戒を受けた人は飲んではならない。

(16)

問：ダンス、歌を、音楽と演劇見たり（聞いたり）から離れるという学処を、詳しく説明して下さい。

答：ここで言う所の「ダンス」とは、ダンサー（女性・男性）が踊る所の、各種の舞踏、孔雀の舞とか、獅子の舞とかを言う。「歌」とは、各種の歌謡で、また聖者が般涅槃をする時に歌謡でもって三宝の功德を讃嘆するもの、また、不摂生な比丘が歌声でもって法を誦するのも含む。「音楽」とは各種の音楽、演奏、水瓶による鼓楽、水鼓楽などを言う。この条戒では、音楽などを聴いてはならないだけでなく、己自身で踊ったり、歌ったり、演奏したりしてはならないし、また他人に踊るのを勧めてもならない。この学処は、三種類の要素で構成されている：「ダンス・舞踏などの内の一つを、許可された原因なくして、どこかへ出かけて（または観るため、聴く為に特別に出かけて）見たり聞いたりする事（+は違反になる）」

以下の状況においては不犯：

1、ダンス・舞踏などの演目が、己自身の所在地の方向へ向かってくるために、それが見える、または聞こえる時。

しかしながら、舞踏などの演劇が、先方から己自身の方向へ向かってくる時、己自身が立っているか、座っているか、または横になっているかしている時に、己自ら立ちあがって（+故意に）見るならば、犯戒である。

2、所用・縁があつて、その為に道路を歩いていて、見えたり、聞こえたりした時。

しかし、故意に頭を巡らして見たり、故意にその方向へ近づくなれば、犯戒である。

3、災害・災難が発生したために、（+仕方なく）劇場に入った場合で、見た時、聞いた時。

4、精神病者。 5、乱心者。



(17)

問：装飾を原因とする花飾りをつける、香（＝お香を炊く）、塗香（＝香水を塗る）を離れる学処について教えてください。

答：《闡明勝義》では、「花飾り (mālā)」とは、すべての花の環であると言う。その他の復註では、紐・糸でまとめてある花も、そうでない花も、花鬘（＝花飾り）であるとする。「塗香（＝香を塗る）」は、己の皮膚に香をつけて、吸引力を高める為、香料を砕いて、（+身体に）塗る香の粉を言う。その他の香粉、（香）煙などの一切は、「香 (dandha)」と言う。上に述べた事から、すべての、己自身の吸引力を高め、大人物かのように見せるために、花環、花束をつけ、各種の香油、香水、香粉、香料、化粧品などによって己自身を装飾する事は、犯戒である。ある種の長老は、この戒を受持する者は、イヤリング、ネックレス、腕輪、指輪、時計などの装飾品も、つけてはならないとする。この条戒には、三種類の構成要素がある：「花環などのその内の一つでも、許可された因縁のないままに、身に着け、塗り、装飾する事は犯戒である。」

以下の状況においては不犯とする：

- 1、皮膚病のために、薬を塗る必要があつて、その薬の中に香がある時。
- 2、仏に供養するために、花、香を受け取る時。
- 3、精神病者。
- 4、乱心者。
- 5、極度に痛苦な者。

(18)

問：高い、大きい座具、寝具から離れる、という学処について説明して下さい。

答：いわゆる「高い、大きい座具、寝具から離れる (uccāsayanamahāsayana) とは、《律藏》では、以下の 20 種類を言う。

- 1、高いベッド、高い椅子 (āsadiṃ) —— 足が規定の寸法を越えるもの
- 2、獣足ベッド (pallaṅkam) —— 足に猛獣の像が彫ってあるもの。
- 3、長毛の毛布 (gonakam) —— 長毛の大きな毛布、毛の長さは四つの指幅以上を言う。
- 4、彩毛の毛布 (cittakam) —— 猛獣の絵柄を刺繍した羊毛で作った毛布。
- 5、白い毛色の毛布 —— 純白色の羊毛で製造した毛布。
- 6、刺繍入り毛布 (paṭalikam) —— 刺繍で模様を著わした毛布。Yonaka、Dakīla の上着、とも言う。
- 7、綿を詰めたベッド、椅子 (tūlikam) —— 綿を詰めたベッド、椅子、蒲団、クッション。

- 8、刺繍像毛布 (vikatikṃ) ——獅子、虎などの像が刺繍された羊毛の毛布。
- 9、単面毛布 (uddhalimim) ——単面に毛がついた羊毛製毛布。
- 10、双面毛布 (ekantalomim) ——両方の面に毛がついた羊毛製の毛布。
- 11、宝石絹製品 (kaṭṭhissam) ——周囲に宝石を縫い付けた絹製の敷き具。
- 12、絹(koseyyam) ——周囲に宝石を糸を使って織り込んだ敷き具。純粋な絹製 (+のみ) なら可。
- 13、大型絨毯 (kuttakam) ——16人のダンサーがその上で立って踊れる程の羊毛製の大型絨毯。
- 14、象氈 (hatthattharam) ——象の背中に載せる敷き具。
- 15、馬氈 (assattharam) ——馬の背中に載せる敷き具。
- 16、車氈 (rathattharam) ——車 (=馬車または牛車、現代では自動車) の上に乗せる敷具。
- 17、羚羊皮蓆 (ajinappavenim) ——羚羊の皮で作った、大小の皮敷具。
- 18、カダリ鹿皮の最高級敷具 (kadalimigapavara-paccattharam) ——このカダリ鹿皮は、最も高級な敷具であると言われている。このカダリ鹿皮は、白い布に縫い付けられて使用される、と言われる。
- 19、有花蓋者 (sa-uttaracchadam) ——ベッドの上方に赤い色の傘を縛り付けたもの、という意味。たとえ白い傘であっても、その下に許可されない敷き具があった場合は、使用することができない。そうでない場合、白い傘は許可される。
- 20、両端が赤い色をした枕のベッド (ubhatolohitakūpadhānam) ——もし、枕が一つしかなくて、それが両端が赤い色をしたもの、蓮花色または各種色彩のあるものであっても、寸法が適切であれば、使用することができる；もし、寸法が規定より大きい時、仏陀が許可しないものである。

上に列記した様な内容から以下の事が知れる：いわゆる「高い、大きな座具・ベッド」というものは、決してベッド、椅子だけに限らず、ベッド、椅子、ベッド用マット、椅子用マット、ベッドの敷き具、絨毯、座布団などなどが含まれる。故に我々は「高い、大きな座具・寝具」などと言う。復註では、上記の高いベッド、椅子 (āsadiṃ) で、猛獣の像を彫ってあるものをいい、ベッド、椅子 (pallaṅkam) は、高い座具、ベッドとしており、その他の18種類は大型の座具、ベッドとしている。

すべての高いベッド、高い椅子、大毛布が使用できないのか？ 否である。正方形の椅子 (āsandika) の、その足の高さが仏陀の八指の幅を超えていても、仏陀はその使用を許している；七本椅子 (sattaṅga) もまた、その高さが仏陀の八指の幅を超えていても、仏陀はその使用を許可している。比丘にとっては、高いベッドと高い椅子、獣足のベッド、椅子、綿を詰めたベッドと椅子を除いて、仏陀が許可した所のもの以外に、比

丘たちが、在家の所有する、かつ彼らが敷いて設置した所の大型のベッドなどに坐るのは許可される。但し、横になってはならない。説法する場合に使われる椅子が高くて、大きいものであっても、これは許可される。

上に述べた内容を理解した上で、我々は、仏陀の許可したベッド、座具については以下の通りとする；

- 1、低いベッド、椅子またはスツール。
- 2、正方形の椅子と七支椅子以外に、ベッドや椅子の底部の枠を計算にいれず、その足部分か仏陀の八つの指幅分を超えないベッド、椅子。
- 3、もし、上に述べた 20 種類の高い、大きな座具、ベッドが手に入ったならば、仏陀は、以下の様であれば許可する：  
高いベッド、椅子 (āsādim) は、鋸で足をきり、猛獣の彫り物のついているベッド、椅子 (pallaṅkaṃ) の足は、削り取る。綿の詰まったベッド、椅子 (tūlikaṃ) は、綿を抜き取った後、枕にすれば使用できる。
- 4、ベッド、椅子に敷いたマット類は、許可された布または皮革で表面を覆い、内部に羊毛などの各種の毛、木の葉、木の皮、草、布を詰めれば使用できる。ただし、人毛、達子香 (tālisa) 葉と綿花を詰めてはならない。
- 5、地面に敷く絨毯、毛布は、大きくても使用することができる。
- 6、皮革は、地面に敷いて、座具にする事はできる。

特に注意しなければならないのは、ベッドのマット、マットカバー、スプリングベッド、椅子のマット、蒲団などの内部に、綿で詰められている場合、使ってはならない。しかし、綿を詰めたベッドマット、椅子マットが、固定されていて外すことができないのであれば、ある種の長老方は、在家俗人の家で使うならば許可される、と言う。この条戒は、二（または三）種類の要素で構成される：「高い、大きい座具、ベッド等、それらに（座りたい、使いたいと）思う事」

以下の状況は不犯である。

- 1、正方形のスツール、七支椅子の足で (+既定の) 寸法を超えているもの。
- 2、高いベッド、椅子、獣足のベッド、椅子、綿を詰めたベッド、椅子を除いて、在家が所有し、かつ彼らが敷いた高い、大きい座具に座ってもよい。ただし、横になってはならない。



## (19)

問：金銀（お金）を受け取ることから離れる学処について説明して下さい。

答：いわゆる「金 (jātarūpa) 銀 (rajata)」は、金と銀のことで、かつ、それは貨幣、銅銭、木銭、膠銭など、通用する貨幣すべてを含み、これらは金銀に属する。ある種の長老は、小切手、トラベラーズチェック、クレジットカードも、受け取ってはならないし、持ってはならないと言う。いわゆる「受け取る (patiggahāṇa)」とは、手で受け取って、その結果犯戒になる、ということではない。復註では、身、口、意の方式を通ず、と解説している。身の方式とは、手などで受け取る、掴む、手で示して、他人に受け取らせるなど：語（口）の方式とは、口頭で受け取る、他人に受け取らせる、掴ませる：意の方式とは、身体と口による拒否をせず、その結果、受け取ったもの、傍らに置かれたものをいう。もし、誰かが彼に金銭を渡そうとして、彼が身体または言葉で拒否を現さなかったとしても、彼が清浄心でもって、「これは私が受け取ってはならないものだ」と決意するならば、この場合は、同意の下に受け取ったとは言わない。こうしたことから、戒を受持する者は、己自身によって取ったり、受け入れたり、他人に取らせたり、受け取らせたりしてはならないし、また、傍らに置いておくように同意してもならない。

復註は更に指摘する：上に述べた通り、この 10 学処の受持は、在家と出家において同様（共通）しているものである。《闡明勝義》では、「一切（の前八学処）は（近事男）とサーマネラに共通するものである。最後の（第 10 学処）はサーマナネラにのみ属する」とある。しかし《清浄道論》では、「五学処は、近事男と近事女の常戒であるが、もし、能力があれば、10（学処）まで増すのがよい」と言う。この条戒には、三種類の構成要素がある：「金・銀等の状況、己自身の為に、その中の一つを取る、持つ」

以下の状況は不犯：

- 1、寺院または居住場所で、他人の遺失物を拾い、中身を点検した後、持ち主に返すという気持ちでもって、暫定的に保管する時。
- 2、精神病者。3、乱心者。

## (20)

問：我々南伝（テーラワーダ）の在家居士には、どのような義務と責任がありますか？

答：南伝の在家居士は、少なくとも三帰依と五戒を受持し、かつ五種類の不適切な仕事（邪命）を避ける事。常々寺院に来て、善知識と親しみ、仏法を聴聞する事。寺院に到着したならば、長老に三帰依と五戒を受ける事。農曆の初八、15、23、29 または 30

日（地域によっては初一）というこの四日は、在家居士の布薩日であって、可能な限り寺院に出向いて、長老から三帰依と五戒を受けるのがよい。

これ以外に、在家居士は、時間がある時には寺院に行き、奉仕作業をするのがよい。たとえば：僧侶たちに必要な品物を布施する、掃除をする、比丘がやってはならない作業、たとえば：雑草取り、地面を掘る事、作浄（食べ物や果物を、比丘が食せるようにする）を手伝い、作浄の作業を学び、如法に僧衆を護持できるようになるために、因縁があれば、比丘の戒律を学ぶのもよい。この様にすれば、仏教にも利益があり、己自身にも利益がある。

## （21）

問：サーマネラが10戒を犯したならば、どのように規定しますか？

答：我々は《律蔵》とその註釈書を引用して、説明する：仏陀は《律蔵》の中において、以下のように規定している：

「比丘たちよ。私はあなた方において、10戒を守るサーマネラが、殺生、不与取、非梵行、虚言妄語、飲酒、仏への誹謗、法への誹謗、僧への誹謗、邪見、比丘尼の淫汚があった時、滅擯するのを聞き入れ、許すものである」

「その内の、上記の『滅擯』とは、『障礙滅擯 (kaṇṭakasikkhāpada)』に言われる所の、三種類の滅擯の内の、形相滅擯 (līṅganāsana) を言う（注1）。

（注1）ここには、

共住滅擯 (saṃvāsanāsana)、

形相滅擯 (līṅganāsana) と

処罰滅擯 (daṇḍakammanāsana) という、三種類の滅擯がある。

その内、不見罪などで挙げられた場合（＝直接見られていないが、犯戒を責められた場合）は、共住滅擯と言う。

『汚行者を滅擯すべし。あなた方は・・・（意味不明につき略）』と言われた時は、形相滅擯となる。『賢友、サーマネラよ。これより先、あなたは世尊を導師と呼んではならない』、これを処罰滅擯という。形相滅擯は、袈裟を脱いで、サンガを追われる事を言う。

故に、殺生などの一項目を違反しただけであっても、形相滅擯として、彼を滅擯しなければならない。殺生等については、比丘は異なる罪となる。しかし、サーマネラ（＝沙弥）はそうではない。サーマネラは、蟻、赤蟻を殺しただけでも、または魚卵

(maṅguraṇḍka) をやぶっただけでも、十分に滅擯となる。この状況の下においては、

彼の帰依（の儀式を執り行った）戒師、及び居住する住居は、すべて失効し失う事となり、サンガの所得（＝人々からのサンガへの布施）を得る（受用）事はできなくなる。彼に残されるのは、唯一、（出家の）外観だけである。もし彼が何度も再犯し、未来においても、戒を守らないようであれば、（サンガから）追放するのが妥当である。

しかしながら、もし、彼が迅速に『私は悪行を行いました』と間違いを認め、引き続き（+戒を）守護する事を申し出るならば、形相滅擯は行わない。不与取に関しては、草の先のような少量のものを（偷盗）しても（+滅擯であり）；また非梵行について、三道における、どの様な行淫であっても（同上）；虚言妄語、たとえそれが、遊び半分の虚言であっても、サーマネラに相応しくない為、滅擯されるべきである。飲酒については、比丘はそれが酒（種が放置された後酒になったもの）であると知らずに飲んでも、心墮落（pācittiya）となるが；サーマネラは、これは酒であると、明確に知っていて飲んだ場合のみ、破戒となり、（+それが酒であると）知らなかった時は、破戒とはならない。その他の、後五学処を破った場合は、（当該の五学処破壊に関しては）滅擯ではなく、処罰とする。処罰は、学処そのものとは関係がなく、処罰によって懲罰して、未来において、彼が（+戒を）守護できるようになればよい。

誹謗については、仮にたとえば『阿羅漢、正自覚者』などに相反する（方式によって）仏を誹謗する時；『善説』などに相反する（方式によって）法を誹謗する時；『善行道者』などに相反する（方式によって）サンガを誹謗する時。（サーマネラが）三宝を誹謗し、批判し、非難する時、彼の指導者、戒師などは：『このように言うてはならない』という言い方で以て、誹謗の過失を顕示して、それを、止めなければならぬ。《Kurundī註》においては、『三度勧告しても止めない場合、障礙滅擯によって滅擯すべし』と言う。

《大義註（Mahā-aṭṭhakathā）》では、『勧告した時に、彼が当該の邪執を捨て去り、処罰を受けた後、過失を懺悔させる。もし、彼が邪執を捨てず、引き続き執持、堅持、住立するのであれば、形相滅擯によって滅擯するべきである』と言う。

上に述べた説は適切である。この種の滅擯は、ここの趣旨に合致する。邪見の者も、同じ方式で滅擯する。常見、断見などの内の一つの邪見を持つ者で、もし彼が指導者の指導を通して捨棄するならば、処罰した後に過失を懺悔させる；もし捨棄しないのであれば、滅擯が適当である。

比丘尼を淫汚する者であって、その内の欲楽は、非梵行として理解する。（沙弥が違反して）非梵行者になった場合、未来において（+戒を）守護し、（+出家したいと）思うならば、（+未来において）帰依や具足戒を受けることはできる。しかし、比丘尼を

淫汚した者は、未来において守護したいと思っても、出家することはできないし、況してや、具足戒を受ける事は決してできないのである！これが『比丘尼を淫汚した者』の義（＝意味・内容）である。以上は、10支それぞれに分けて説明をした事を知るべきである。

## （22）

問：出家できない人々、というのはどのような人の事ですか？

答：《律蔵》において、仏陀は、ある種の人々は出家できないと規定した。ハンセン病、疥癬病、肺結核患者、精神病、過去に（比丘であった時に）四根本を犯した者、パンダカ（注1）、両（性）根者、賊住者、かつて出家して現在は外道に流入した者、畜生、母殺し、父殺し、阿羅漢殺し、サンガ和合破壊者、悪心でもって仏の身体から血を流させた者、比丘尼を淫汚した者、王の臣（国家公務員）、盗賊、脱獄した盗賊、起訴された盗賊、鞭打ち刑の者、烙印刑の者、負債者、奴婢、父母の許さない者、断手者、断足者、断手足者、耳切断者、鼻切断者、耳鼻切断者、指切断者、親指切断者、足腱切断者、手が蛇頭のように固まっている者・・・半身不随者、老年で無力者、盲人、聾啞者等32種類の人々。

この内、負債者は負債を返済すればよく、王の臣は、自由の身分なれば出家でき、また、父母の許可のない者は、父母が許可すれば出家できる。32種類の人々は、もし出家したならば、人に笑われるとして、仏陀は許可しなかったのである。

（注1）パンダカとは、5種類の性的に問題のある男性の事。流精パンダカ、羨慕パンダカ、閹割パンダカ、半月パンダカ、不男不女パンダカの5である。

## （23）

問：父母が許可しない場合、出家できないというのは本当ですか？

答：仏陀は《律蔵》の中で、以下の様に規定している：

「比丘たちよ。父母が同意しないならば、その子を出家させてはならない」

註釈書では、もし、父母がいまだ在世である場合、父母双方の許可を得る必要がある。また、もし、幼少の頃より父母が存命せず、叔母などの親戚が育てた場合、叔母等の許可を得てから、出家するべきである、と言う。しかしながら《法句経》の註釈書の中で、シャーリープトラ尊者の一番小さい七歳の弟が、出家して、阿羅漢を証得した時の話が載っている。シャーリープトラ尊者が、八億七千万の財産を放棄して出家した後、彼の三人の妹と、二人の弟も出家した為、後に残ったのは弟のレワター人であった。彼の母親

は思った：「私が子 Upatissa (シャーリーブトラ) が出家した後、三人の妹、二人の弟も出家してしまい、残ったのはレワタ一人になってしまった。もし、彼も出家してしまったならば、将来、我が家の財産は、公のものになってしまうし、家系も途絶えてしまう。私は、彼が小さい内から結婚させて、家に残そう。」

シャーリーブトラ長老はこの事を予知すると、先にレワタの出家を受け入れてくれる寺院を見つけ、その寺院の比丘たちに言った：

「賢友たちよ。もし、レワタが来て、出家を願ったならば、彼を出家させて頂きたい！私の父母は邪見者であり、彼らに許可を得ようとしても無駄なのである！私が彼の父母なのです。」

その後、レワタは結婚式の行き返りに智慧を絞って逃げ出し、出家を企て、まさにその寺院に行って出家したのである。親が探しに来るのを憂いた年少の彼は、比丘たちから、阿羅漢の業処を教えて貰った後、一人で、30 由旬（一由旬は 16km または 12km）離れた森に行き、その森の中で三か月の雨安居を過ごした時、無礙解智を具備した阿羅漢になった。この先例があるため、南伝仏教の伝統では、もし、父母が仏教徒ではない場合で、出家したいと願う時は、父母の許可を得なくともよい事になっている；ある種のサンガは、出家希望者に一對の義理の仏教徒の父母を認め、義理の父母の同意を得た後であれば、サンガは彼の出家を受け入れる。



## 第五章 布施修福篇

---

1、

問：南伝在家居士にはどのような福の修し方がありますか？

答：南伝仏教には多くの福の修し方があるが、《アビダンマッタサンガハ》では、10種類<sup>1</sup>の福業事（puññakiriyavatthu、修福の対象、基礎）が提案されている。

布施（dāna）、持戒（sīla）、禪修（bhāvanā）、恭敬（apacāyana）、奉仕（veyyāvacca）、回向（pattidāna）、随喜（pattānumodana）、聞法（dhammasavana）、説法（dhammadesanā）、見正直業（ditthijjukamma）

2、

問：比丘尊者の方々にはどのような戒規がありますか？

答：比丘の波提木叉（pātimokkha）には 227 条の戒がある。それぞれ：他勝（pārājika、打ち負かされるの意）

僧初余 (saṅghādisesa、僧初殘)、  
不定法 (aniyata)、  
捨心墮 (nissaggiya pācittiya)、  
心墮落 (pacittiya)、  
応悔過 (pāṭidesanīya、対説)、  
衆学法 (sekhiya)、  
滅諍法 (adhikaraṇasamatha dhamma) の八つの部分で構成される。この 227 条の戒は、比丘の基本的戒に過ぎず、比丘たちは、また別に犍度篇 (khandhaka) のすべての生活規約を守らねばならない。これらは 22 犍度を含む。

3.

問：仏陀は、比丘が女性と話をする時には、何に注意をして、どのような内容を話すようにと、規定しましたか？

答：仏陀は、貪染の心で、女性に粗悪な言葉、淫蕩な言葉、感情的・気を引く言葉、軽薄な言葉を使ってはならない、と規定した。また、女性に対して、己の淫欲に奉仕する為、女性に対して己に供養する様に要求してはならない、と規定した(僧残余)。また、仏陀は、比丘が女性と話をする時は、正念を保つべきであると、教誡した。

4、

問：私の父親と母親は、五年前に離婚しました。父親は年老いたので、母親に戻って来て欲しいのですが、尊者、あなたが母親に父親の所に戻るよう説得して下さいますか？

答：仏陀は、比丘は仲人になってはいけないと規定した。すでに離婚した夫婦を、元に戻すという事は、仲人をしたことになり、それは僧初余罪になる。故に我々は、あなたの母親に、夫の所へ戻るよう、勧める事はできない。

5.

問：聞く所によると、比丘尊者は、他に男性のいない場所で、比丘尊者が単独で、女性と同席してはならないというのは、本当ですか？

答：その通り。それ以上に、もう少し詳しい規定がある。もし、男性がその場にいるとして、その男性は盲人ではない事、また 6m 以内にいる事；男性がその場にいる場合、そして、そこにいるのは女性一人の場合、比丘は、この女性と同時に座ったり、横になったりする事はできない；もし、二人または二人以上の女性がその場にいるとして、二

人とも室内にいて、扉は開けてある状態で、網戸、カーテンも開いている状態であれば、同時に坐ることはできる。比丘は、女性と同じ長椅子・ベンチに座る事はできない。これ以外に、淫蕩語を判別できる能力を持つ男性がその場にいる時、比丘は、女性に六句を超える法を語ってはならない。いわゆる「法」とは、註釈書では、三蔵と註釈書の内容を指し、かつパーリ語で語られたものを言う、としている。故に、女性居士が、寺院にて聞法し、三帰依と五戒を受持したいと思う場合で、明らかに寺院に、比丘以外に男性がいない、という事を知っているならば、まずは、同席してもらえる男性を見つけて、同伴してもらおうようにするのがよい。

6、

問：比丘は、女性と同宿してはいけない、というのはどういう意味でしょうか？

答：いわゆる「同宿」とは、同一の、一つの屋根または、同一の出入り口を持つ建築物で、同一の時間において、横になる事を言う。ただし、比丘と女性の同宿は、日没から黎明までの時間において、比丘と女性が、同一の時間に横になる事によって、初めて犯戒となる。実際は、女性に限らず、その時間帯に、比丘は雌でありながら人間ではないもの、十分に淫欲の対象になり得る雌の動物とも、同宿してはならない（心墮落）。

7.

問：前回、私が比丘尊者に、私と一緒に台北へ戻りましょうとお願いした所、比丘尊者は「比丘は女性と約束することはできない」と言いましたが、それはどういう事でしょうか？

答：仏陀は、比丘は女性と同行する約束をしてはならない、と規定しているが故に（心墮落）。比丘は、女性と同行する約束をすることができないが為に、あなた方が比丘に、あなた方の家に来て貰いたいと思う時、一人の男性を随行（+員）として、彼から、比丘に同行を願い出してもらい、同時に、彼に随行してもらおうのがよい。そのようであれば、比丘もあなたの家に行って、供養を受け、説法をすることができる。

8.

問：前回、我々は、我々の車に乗ってもらうよう比丘尊者にお願いしましたが、比丘尊者は、私の母親と一緒に後部座席には乗れないと言うのですが、それはどうしてですか？

答：仏陀は、比丘が女性と同じ長椅子、ベンチに座ってはならないと規定したが故に。

もし、次回、あなたの父親が車の運転をするのであれば、比丘尊者は、助手席に乗るようにすれば、比丘も困惑しないであろう。

9.

問：「三衣」とは何ですか？

答：いわゆる「三衣」とは、比丘自身が受持する事を決意した三つの袈裟で、それはすなわち、

- 1、「saṅghāṭi」（ダブル仕立ての外衣）。
  - 2、「uttarāsaṅga」（上衣）
  - 3、「antravāsaka」（下衣）
- である。

10、

問：台湾の冬は非常に寒いですが、比丘尊者方は、三枚の衣だけで、寒くはないのでしょうか？

答：現代の南伝の比丘で、三衣だけで過ごす頭陀行を実践している比丘は、極めて少ない。大多数の比丘は、多くの袈裟、毛布、シーツ、タオルを持っていて、それを防寒に使う事ができる。頭陀行を実践している比丘が、もし、台湾で冬を過ごす場合、あなた方は、彼に頭陀行の内容・程度を聞いて、使用してもよい衣類があれば、供養して、福を修するとよい。《律蔵》の記載によると、比丘が三衣だけを受持するのは、仏陀自ら決定した事である。当時、仏陀は、寒季で雪の降るヴァイシャリーにいたが、三衣を羽織ると、寒く感じる事はなかった。しかし、我々現代人は、体質が虚弱になっており、北部インドの冬は、寒く感じる事がある。2000年来、三衣だけを受持する尊者方は多くいたが、彼らは多くの冬を、そうやって過ごしてきたのである。

11.

問：比丘尊者に供養する時、どの様な布・衣料が、適していますか？

答：仏陀は以下の6種類の布で袈裟を作る事を許可した。

- 1、「khoma」（麻布）
- 2、「kappāsika」（綿布）
- 3、「koseyya」（絹布）
- 4、「kambala」（毛織物）
- 5、「sāṇa」（粗雑な麻布）

## 6、「bhaṅga」（混麻布）

上に述べた6種類の布以外に、これらの素材の混じった布であれば、比丘の供養に適する。

12.

問：比丘に袈裟を供養する適切な時というのはありますか？

答：基本的に、あなた方の経済が許せば、どのような時においても、袈裟を布施する事はできる。一般的な比丘で言えば、我々はどのような時においても、袈裟を受け取ることができる。三衣以外の袈裟は、その他の比丘と共用する（浄施）事も出来るし、雑用に使う布（parikkhāracolam）とする事もできる；頭陀行を実践している比丘については、通常、彼らは雨安居が終了して、「kathina」衣を布施する、その一か月に、または「施衣時」という五か月間の内に、信徒からの袈裟を受け取ることができる。ただ、少数ながら、三衣と幾つかの小さな小布しか持たない比丘もいて、彼らが余分の袈裟を手に入れた時は、サンガまたはその他の長老に布施する様である。

（原文 P161~179 は、拙訳「『偽比丘』の見分け方」と内容が重複する為に、省略）

41~44

問：南伝の比丘はアパートに住むことはできますか？

答：比丘は女性と同宿（同一の屋根を使う、同一の出入り口を使う建築物において、同一の時間に横になる事）できない。比丘と女性の同宿とは、日没後から黎明までの時間、比丘と女性が同一の時間に横になれば、犯戒になる事を言う。また、比丘は、具足戒を受けていない者と三日間同宿できない。故に、比丘がアパートに住むのは、適切ではない。比丘の住居は、町から離れていて、托鉢に便利な場所がよい。上に述べた関係から、出入口を女性と一緒に使う事のない様な建築物が望ましい。故に、独立した建物か、女性と雑居することのないベントが良い。もし、比丘が己自身から建材を請求して建屋を建てるならば、その寸法には制限がある；もし、施主が建てるのであれば、寸法に規定はない。比丘が住まいを建てる時は、サンガコンマ（会議）が比丘を派遣して、建築場所の点検をする為、施主が建てようとする時は、先に供養をしようとする比丘と相談し、その後に（+施主が建てて）建物を布施するのがよい。

45.

問：南伝の比丘は家具を使う事はできますか？

答：比丘は家具を使うことはできる。比丘にベッドや椅子を布施する時、律制に合致しているかどうか気を付けて、合致していれば、比丘は使用することができる。ベッドと椅子は余りに華美であってはならないし、その足の高さは、仏陀の八つの指の広さを超えてはならない。ベッド、マット、蒲団には綿を詰めてはならない、など等（+に気を付ける事）。

46.

問：21世紀のこの時代に、比丘が金銭を持たないというのは、仏法を宣揚する時に、障礙になりませんか？

答：比丘が金銭を受け取らないという事は、表面的には些かの不便があるが、しかし、歴史的な事実から言えば、戒律を遵守する事は、正法を輝かせることができる。《増支部》では以下の様に言う：

「比丘たちよ。諸々の沙門、婆羅門には四種類の雑染がある。ある種の沙門・婆羅門は雑染に汚染されているが故に、光輝く事なく、光明がなく、煌めきがない。どのような四種類か？

比丘たちよ。ある種の沙門・婆羅門は、穀物酒、果実酒を飲み、穀物酒、果実酒から離れない。

比丘たちよ。これが沙門・婆羅門の第一番目の雑染である。

ある種の沙門・婆羅門は雑染に汚染されているが故に、光輝く事なく、光明がなく、煌めきがない。

比丘たちよ。ある種の沙門・婆羅門は雑染に汚染されているが故に、光輝く事なく、光明がなく、煌めきがない。

ある種の沙門・婆羅門は、淫欲法に従事し、淫欲法から離れない。

比丘たちよ。これが沙門・婆羅門の第二番目の雑染である。

比丘たちよ。ある種の沙門・婆羅門は雑染に汚染されているが故に、光輝く事なく、光明がなく、煌めきがない。

ある種の沙門・婆羅門は、金銀に同意し、金銀の授与から離れない。

比丘たちよ。これが沙門・婆羅門の第三番目の雑染である。

比丘たちよ。ある種の沙門・婆羅門は雑染に汚染されているが故に、光輝く事なく、光明がなく、煌めきがない。

ある種の沙門・婆羅門は、邪命で生き、邪命から離れない。

比丘たちよ。これが沙門・婆羅門の第四番目の雑染である

穀物酒、果実酒を飲み、淫欲に従事し；諸々の愚者は、金と銀を受け取ることに同意する、ある種の沙門・婆羅門は邪命で生きる。仏陀日種姓が言う雑染とは、ある種の沙門・

婆羅門が雑染の為に、光輝かず、光明なく、愚者は不浄故塵垢にまみれる。暗黒に覆われ、愛奴によって引導され、恐ろしい蓆（自体、生命体）が増長し、結果、彼らは再有（生死輪廻）を受ける。



47~49.

問：南伝の比丘は金銭を受け取らないそうですが、それではあなた方は、生活に必要なものはどの様にしているのでしょうか？出かける時は困りませんか？

答：我々の生活必需品は、在家信徒によって提供される。ある時には、己の親戚から得る事もある。また、仏陀は、比丘が、以前に（+物品その他を提供する事を約束した）居士に対して、如法に必需品を請求する事を許している。仏陀の時代、比丘たちは車（=当時の交通工具）に乗る事は非常にまれで、通常は、両足で歩いて遊行した。現代において、我々が出かける時は電車の切符、飛行機のチケットを受け取る事もできるし、居士が車で迎えに来る事もある。勿論、非常に少数ではあるが、今だに、足で歩いて遊行する比丘もいる。比丘は、金銭を受け取れないだけでなく、金銭を使用する事もできないし、売買（=貿易的行為）をする事もできない。比丘は金銭を持たないので、物を買うことはできないが、また金銭や宝物でもって、在家に対して、他の物品と交換する貿易もしない。若し、在家が比丘方に何か布施をしたいと思った時、比丘方に対して、何が欲しいか聞いても良い。

また比丘方に「尊者、あなたが何らかの（+品が）必要な時、どの様なものでも、私に要求して下さい。」と、事前に言うのもよい。また、比丘の生活用品の為の基金を、浄人（比丘に奉仕活動をする在家者。カッピーヤ）に保管してもらい、浄人が生活必需品を購入し、その後には比丘に供養する、というのもよい。しかしながら、我々は、在家者自ら布施をするのを奨励する。

（P187~200 は、拙訳「『偽比丘』の見分け方」と重複する為、省略）

61、

問：以前、私は一人の尊者に、あなたは第何番目のジャーナを証得しているか、聖者であるかどうかを訊ねましたが、彼はそのどれにも答えませんでした。なぜでしょうか？

答：比丘がたとえ、ジャーナを証得していたり、または道果を体験したりしていても、仏陀は比丘が、いまだ具足戒を受けていない者に、そのことを話すのを禁止している（心墮落）。比丘は小欲知足でなくてはならず、もし、彼が己の体験を漏らすならば、あな

たは彼に特別な供養をしたいと思うのではないか？故に、仏陀は比丘に対して、具足戒を受けていない者に、己がジャーナ、道果などの上人法を証得した事を説明する事を禁止したし、また他の比丘の体験も漏らしてはいけない、と規定している。

62.

問：比丘は、在家者の為に、使者となつてはいけない、とはどういう事ですか？

答：在家者の為の使者とは、在家者のために伝言をしたり、在家者の使者になったり、在家者の奉仕者になったりする事を言う。比丘は在家者のために情報の伝達係などをしてはならない。註釈書では、比丘などの五同法者、父母、寺院に居住して出家を願いでいている者と己の浄人には、情報を伝達しても不犯とする、としている。

63.

問：比丘尊者は、食べ物または生活用品を、在家者にあげてはいけませんか？

答：比丘は、食べ物または生活必需品を在家者にあげてはならない。《普端嚴註》では、以下の様に言う：

「食べ物（鉢食）、（比丘が）未だ食していない食べ物（未だ触れていない鉢食）は、誰かにあげることができるか？ 誰にあげてはならないか？ 父母にあげることができる。父母の世話を受け持っている人、浄人、出家希望のため、寺院に居住する者に、あげる事はできる。比丘は、父母であっても、在家者の皿に食べ物を入れてはならない（上に述べた出家希望者の皿に入れるのはよい）。」

強盗、国王は、生命、仏教に障礙を齎す可能性がある為、彼らに食べ物をあげるのは構わない。比丘は、食べ物と生活用品を父母、浄人などにあげる事はできるが、その他の在家者にあげることは、邪命の悪作罪となる。また、比丘が信徒が布施したものを、上に述べた以外の在家者に転送するならば、利益でもって利益を釣る行為となる為、その過失を避けるために、その行為は、禁止されている。

64.

問：我々は、比丘尊者に対して、どのように呼称するのが、如法でしょうか？

答：比丘と比丘の間で呼び合う呼称について。《大般涅槃經》(Mahāparinibbāna Sutta)において、仏陀はまさに般涅槃しようとする、その時、アーナンダ尊者に述べた：

「アーナンダ、早くに比丘戒を受けた比丘は、遅れて戒を受けた比丘に対して、その名、姓、または賢友 (Āvuso) と呼ぶ。遅くに戒を受けた比丘は、早くに戒を受けた比丘を「尊者 (hante)」または「具寿 (Āyasmā)」と呼ぶ」と。

あなた方在家者は、比丘を呼ぶ時は、「尊者」または「Bhante」がよい。「Bhante」の意味は、尊敬される者（Venerable Sir）であり、一般的には尊者と呼ばれる。具足戒を受けて10の戒齡（vassa 戒蟬；雨安居の回数）または10を超える比丘は「長老（Thera）」と呼ぶ。具足戒を受けて20の戒齡（vassa 戒蟬；雨安居の回数）または20を超える比丘は「大長老（Mahāthera）」と呼ぶ。

65.

問：我々は布施をする時、どのように回向すれば、如法でしょうか？

答：我々仏教徒は、布施、持戒、禅修などをもって、各種の善法を累積する。我々は、布施などを実践する時、「Sādhu ! Sādhu ! Sādhu !」（善哉！善哉！善哉！）の随喜の詞を称えるのがよく、またそれを習慣にするのは、よい事である。我々、未だ阿羅漢を証悟していない者は、今後においても、生死輪廻の中で流転しなければならず、それ故、未来において生を受ける時に、適切な善知識、父母、環境などの条件に恵まれて仏法を学ぶことができる様に（+今、善業を累積するが）、我々は以下の回向文でもって、それ（=その善業）を、回向することができる。

Idaṃ me puññaṃ āsavakkhayā'vahaṃ hotu

私のこの功德によって、諸々の漏尽に導かれますように。

Idaṃ me puññaṃ nibānassa paccayo hotu

私のこの功德が、涅槃の所縁となりますように。

Mama puññabhāgaṃ sabbasattānaṃ bhājemi。

私はこの功德を、諸々の有情に分け与え、有情がそれを受け取れるよう祈願します。

Te sabbe me samaṃ puññabhāgaṃ labhantu。

彼ら一切が、等しくこの功德を受け取れますように。

「Sādhu ! Sādhu ! Sādhu !」（善哉！善哉！善哉！）

（翻訳完了）

